

監査結果公表第21-10号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成21年8月31日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	平田正司
同	井上依彦

記

1 措置の通知

平成14年度から20年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知
平成21年8月25日付け 行第38号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧
できます。

八 尾 市 監 査 委 員 富 永 峰 男 様
同 八 百 康 子 様
同 平 田 正 司 様
同 井 上 依 彦 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年7月1日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成14年度包括外部監査について

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、
委託料及び財政援助に関する財務事務について

○平成15年度包括外部監査について

補助金の財務事務の執行について

○平成16年度包括外部監査について

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について

○平成17年度包括外部監査について

「公の施設」の管理運営について

○平成18年度包括外部監査について

八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

○平成19年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成20年度包括外部監査について

国民健康保険事業及び介護保険事業について

1. 平成21年7月1日現在で改善措置等を講じた事項

【平成14年度】出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について
(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

番号	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
1	消費税等の処理について	消費税の処理について、収益は税込処理、費用は税抜処理であり、統一されていない。	会計処理システムを平成20年度中に改定するため平成21年度から消費税込会計処理で統一いたします。	平成21年度から消費税込会計処理で統一いたしました。(措置済み)

【平成15年度】補助金の財務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(2)各補助金について

簡易心身障害者通所授産所運営費補助金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9 までの取り組み等の内容と改善の方針	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	指摘の箇所について、今年度中に要綱改正を予定しています。	平成 21 年 4 月 1 日に要綱改正。(措置済み)
2		退職積立金の算定方法明確化	要綱における補助対象経費の規定(要綱第 6 別記)には「指導員の人件費」との記載があるのみで、退職積立金支出の記載は具体的にはないが、退職積立金支出を補助対象とすることは認めている、とのことである。退職積立金繰入額も人件費の一部として補助対象経費とすることは肯定できるので、そのことを要綱上で明確にすべきである。 なお、退職積立金の金額計算根拠については、八尾市担当者は把握していない。また、各授産所における退職金制度の有無も確かめていない。実態は、退職金制度によった積立額ではなく、収支計算上での余剰金額を適当に毎年積み立てている、とのことである。公平性を保つため、八尾市が退職金モデルを制定し、各授産所がそれをベースに適切な退職金制度を設け、その制度により退職積立金を計上するように八尾市は指導する必要がある。	今年度中に市の要綱で退職積立金を明記する予定です。	平成 21 年 4 月 1 日に要綱改正。 補助対象施設はNPO法人等への移行を予定しており、今後退職金制度については、各法人において規定すべきものと考えております。 また、当該補助金については平成23年度末をもって廃止することいたしました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
3		要綱上における書類様式例の不備	要綱では、補助金申請時等に必要とされる書類が規定されているものの、各書類の様式例は規定されていない。当補助金は大阪府の補助金交付要綱を根拠としているものであり、大阪府の補助金交付要綱における様式例を利用していたとのことである。実務上の弊害はないが、八尾市の要綱においても書類様式例が規定されることが望ましい。	書類様式を追加することとし、今年度中に要綱改正を予定しています。	平成 21 年 4 月 1 日に要綱改正。(措置済み)
4		補助対象経費の明確化	「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘したとおり、要綱第 6 条 別記において、補助対象経費が規定されており、補助対象経費から家賃等が除かれる旨が明記されているものの、家賃等補助金額を控除すべきなのか、家賃等の実際の支出額を控除すべきなのかが不明確である。明確に記載する必要がある。	「家賃等の実際の支出額を控除する」とし、今年度中に要綱改正を予定しています。	平成 21 年 4 月 1 日に要綱改正。(措置済み)
5		要綱の表現が不正確	要綱の第 7 条では「第 5 条の補助金交付額の確定後、交付する」とされているが、第 5 条は補助金交付額の決定についての規定であり、確定ではない。補助金の確定は第 9 条で規定されている。第 7 条の表現を「第 9 条の補助金交付額の確定後、交付する」と修正する必要がある。一方、要綱第 8 条における「補助金の交付を受けたものは、前期・・」とあるが、「補助金の概算払を受けたものは、前期・・」と修正する必要がある。	指摘の箇所について、今年度中に要綱改正を予定しています。	平成 21 年 4 月 1 日に要綱改正。(措置済み)

簡易心身障害者通所授産所整備費補助金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9 までの取り組み等の内容と改善の方針	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	簡易心身障害者通所授産所整備費補助金については、今年度実績がなく、新体系への制度移行中であることから要綱廃止の方向で検討中です。	H21年3月31日に要綱廃止。(措置済み)
7		施設、設備整備補助金を規定する要綱の妥当性	簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の要綱第6条(4)には、「施設、設備整備費補助金」が規定されている。しかし、「施設、設備整備費補助金」は簡易心身障害者通所授産所整備費補助金のうちの一部の補助金である。 施設、設備整備費補助金は、冷暖房設備等の施設に係るものを補助対象とし、設備購入費用の補助であり、八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要綱ではなく、整備費補助金交付要綱で規定すべきである。	簡易心身障害者通所授産所整備費補助金については、今年度実績がなく、新体系への制度移行中であることから要綱廃止の方向で検討中です。	H21年3月31日に要綱廃止。(措置済み)
8		収支予算書への名称変更	整備費補助金交付要綱第5条において、補助対象事業者に提出を求める書類が規定され(3)歳入歳出予算書、とあるが、要綱上における書類様式では標題が「改築費補助金収支予算書」となっている。「収支予算書」と要綱上の規定を改正することが望まれる。	簡易心身障害者通所授産所整備費補助金については、今年度実績がなく、新体系への制度移行中であることから要綱廃止の方向で検討中です。	H21年3月31日に要綱廃止。(措置済み)
9		土地の登記簿謄本及び使用承諾書について	整備費補助金交付要綱第5条において、補助対象事業者へ提出を求める書類が規定され(7)「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」とあるが、賃借している物件を整備する場合は登記簿までも提出を求める必要はなく、使用承諾書のみで足りる。実態においても使用承諾書のみの手入を実施している。要綱を「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」ではなく、「自己所有の土地の場合は土地の登記簿謄本、借用土地の場合は使用承諾書」とする必要がある。	簡易心身障害者通所授産所整備費補助金については、今年度実績がなく、新体系への制度移行中であることから要綱廃止の方向で検討中です。	H21年3月31日に要綱廃止。(措置済み)
10		書類様式の要綱上未規定	建築費・改築費等補助金について補助金交付申請書等の書類様式を整備費補助金交付要綱で制定しているが、施設、設備整備補助金に関する補助金交付申請書等の書類様式は制定しておらず、建設費・改築費等補助金の様式を準用している。早急に規定することが必要である。	簡易心身障害者通所授産所整備費補助金については、今年度実績がなく、新体系への制度移行中であることから要綱廃止の方向で検討中です。	H21年3月31日に要綱廃止。(措置済み)
11		概算払の理由未記載	整備費補助金交付要綱にて概算払による補助金の支払いを認めている(整備費補助金交付要綱第9条2より)。しかし、補助金交付申請書において、概算払を求める理由の提出を求めている。概算払による補助金支払いは例外的な内容であり、概算払を行う際にはそれを例外的に認めた理由を記載できるように交付申請書に記載欄を設けることが望ましい。	簡易心身障害者通所授産所整備費補助金については、今年度実績がなく、新体系への制度移行中であることから要綱廃止の方向で検討中です。	H21年3月31日に要綱廃止。(措置済み)

【平成18年度】八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
 (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 地域医療における八尾市立病院の位置づけ

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	企画運営課	医師の採用強化に関する取り組み	ウ)人事制度・給与体系の整備 医療機関を取り巻く環境がますます厳しくなる中、将来的な人員採用・給与体系構築に向けて、更なる取り組みも検討余地があると考えられる。例えば、現在の八尾市立病院は、地方公営企業法上の財務条項のみを適用されているが、これを「全部適用」とすることにより弾力的な人事権を獲得することが可能になる。運営形態の変更は、医師確保に即効性を持つとは言えないものの、病院は総費用の過半を人件費が占める労働集約型の事業構造であり、給与体系・採用を始めとする人事政策は、病院経営の最も重要な課題の一つである。中長期的なテーマの一環として、人事政策見直しと、それを含めた運営形態検討に取り組まることが期待される。	労働集約型の事業である病院が、公立病院改革ガイドラインに沿った経営健全化を図る上で、医師をはじめとする医療スタッフの確保が大前提であり、そのために、自治体の直営のもとで、人事政策の裁量権を最大限に発揮できる運営形態として、平成21年度から、地方公営企業法を全部適用することとしたところであります。	市立病院では、現行の経営形態を維持しつつ経営改革を進める方法として、平成21年4月に、現在の地方公営企業法の全部適用へと移行したところであり、これにより人事・給与等の裁量権を拡大し、経営の自律性・機動性を高めてまいります。併せて、八尾市立病院改革プランにおいて、医師の確保、医師の労働環境及び勤務条件の改善等により、患者数及び収益の増加を図ることとし、平成23年度までの収支計画を策定したところであります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

2. 一般会計からの繰入金について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針
2	企画運営課	今後の課題	i)八尾市立病院・八尾市当局による情報発信と「あるべき八尾市立病院像」の議論 八尾市立病院・行政側は、八尾市立病院の医療現場の状況、経営状況について積極的に情報発信を行い、八尾市立病院に対する市民の理解が広がるよう、継続的な努力が必要である。繰入金という市民の税金に対しては「説明責任」が求められる。また、八尾市立病院に対する市民支持を集め、政策医療の更なる充実を図るためにも、医療現場の活動状況、直面する課題、必要な措置についての、市民理解を得ることが必要である。それら理解の上に、「あるべき八尾市立病院像」が議論され、繰入金の必要性が認識されると考えられる。	八尾市立病院の医療体制の状況については従前からホームページ等を通じ情報発信を行っており、引き続きその充実に努めます。経営状況についても改革プランの策定・公表と併せ情報提供を行ってまいります。	八尾市立病院の医療体制の状況については従前からホームページ等を通じ情報発信を行っており、引き続きその充実に努めます。また、経営状況や経営上の課題、今後の取り組み等についても、八尾市立病院改革プランにおいて情報提供に努めたところであります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

3			<p>ii)八尾市立病院による経営自助努力 市民の理解に基づいた繰入金であるためには、八尾市立病院自身が経営改善努力を重ね、経営に対する信頼を獲得することが不可欠である。中でも、一般医療については、自助努力による収支均衡が要請される項目であり、八尾市立病院は、経営努力に対する取り組み、結果を積極的に情報開示し、市民からの信頼獲得に努めていく必要がある。</p>	<p>「平成20年度における経営健全化の取り組みについて」(平成20年3月)に基づき、引き続き健全化に取り組むとともに、平成21年2月に策定する「改革プラン」において、健全化の取り組み及びその情報提供に努めてまいります。</p>	<p>八尾市立病院改革プランにおいて、病院の経営状況、経営改善の取り組み、数値目標等を定め、ホームページで公開しました。また取り組みの点検・評価、経営情報公開についても、本計画において方針を定めたとあります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
---	--	--	---	--	---

5. 中長期計画について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針
4	企画運営課	(2)計画内容に関する検証	<p>① 計画立案プロセスについて ア)医療現場との連携の不足 病院における中長期計画は、病院理念・基本方針から指向される中長期的な病院のあり方と、それを実現していく医療現場の活動計画であるべきであり、収支計画は、その財政的な反映として位置づけられるものと考えられる。従って、中長期計画は、病院長をはじめとする病院経営幹部と、病院運営を実務で担う各部門の共通認識に基づくものでなければならない。それゆえ中長期計画は、それを部門単位で実行する活動計画と一体のものでなければならないが、監査でヒアリングした範囲では、その具体化が乏しいと感じられた。</p>	<p>各診療科部長と幹部とのヒアリングにより、各科・各部門の実情の把握と目標の設定等について協議を行っており、この内容を平成20年度に策定する改革プランに反映させてまいります。</p>	<p>各診療科部長と幹部とのヒアリングにより、各科・各部門の現状の把握、各診療科の病床数の見直しを行い、また、八尾市立病院改革プラン策定において、各部門による患者数・件数等の目標設定を行い、プランに反映させたところであります。 (措置済み)</p>
5			<p>イ)事業構造変化の計画への反映不足 「財政収支試算」の基本的な計算枠組みは、新病院建設計画(平成15年8月)当時のものを下敷きにしてしている。その後、PFI事業によるコスト削減効果や、医療制度改革、診療科状況等が盛り込まれたとされているが、収益・費用構造変化の計画への反映が不足していると考えられる。これらは、新体制での運営開始後一定期間を経て始めてデータ蓄積を行えるという側面はあるものの、計画の基本路線が旧病院時代のものであり、見直しが必要な時期にさしかかっている点は、病院内外にて確認しておくべき点と考える。</p>	<p>財政収支試算については、平成20年度の診療報酬改定、DPC導入、7:1看護実施等の影響等を検証しながら見直しを行い、改革プランにおいて新たに収支計画策定をしております。</p>	<p>平成20年度の診療報酬改定、DPC導入、7:1看護実施等による収益への影響、ならびに、今後の職員数等を勘案しながら、八尾市立病院改革プランにおいて収支計画を策定したところであります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
6			<p>② 計画値の検証ー収益 ア)患者数見直し i)入院患者数 八尾市立病院は二次医療・急性期医療中心の医療機関であるため、患者数として重要性が高いのは入院患者数である。「財政収支試算」では、平均在院日数を一定に保ちつつ、病床稼働率を上昇させることで入院患者数を増やす計画となっており、病床稼働率は、平成17年度実績83.8%から、平成22年度目標95%まで増加させる予定である(入院延べ患者数ベースでは、平成17年度実績116,228人から平成22年度目標131,800人まで13.4%増加)。この目標数字については、二つの課題がある。第一は、目標数値達成に向けた具</p>	<p>「平成20年度における経営健全化の取り組みについて」(平成20年3月)に基づき、入院収益の改善策につき検討を行っており、医師の確保に努めながら順次実施するとともに、改革プラン策定において、入院患者数、病床利用率等の目標設定と取り組みについてさらに検討してまいります。</p>	<p>八尾市立病院改革プランにおいて、平成23年度までに病床利用率90%を目標と設定するとともに、目標達成に向け、入院に至る主要なルートである外来、紹介、救急患者数についても、それぞれ取り組み内容、及び目標数値を設定したところであります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判</p>

		<p>体的な取り組みが見えないことである。上記で記したように、病院は診療科毎の縦割組織で運営されているため、全体の目標数値達成に向けては、診療科毎の取り組み計画がなければ、実効性を期待しづらい。また、患者が入院に至る経路は、外来、診療所等からの紹介、救急車搬送の3経路が主要なルートであるが、これらルート別に、どのような活動を行い、どのような数字を挙げていくのか、といった落とし込みも必要と考えられる。</p> <p>目標数字に関する課題の第二番目は、病床稼働率95%（平成22年度目標）という数字は、病床回転率の高い急性期病院としては、限界的な水準に達していると考えられる点である。患者希望を反映して、土日や盆・年末年始などには入院患者が減少する傾向にあるため、年間平均稼働率で95%を達成するためには、日常的には、ほぼフル稼働常態を保つ必要がある。この水準を達成するためには、市民向け広報、病診連携、救急受入推進といった患者数拡大施策だけでなく、午前退院・午後入院、混合病棟の推進などの病床管理体制等も整備していく必要があり、経営管理能力全般の底上げが必要と考えられる。病床稼働率95%を目標とするのであれば、これらの患者受け入れ体制構築にも、並行して取り組むことが必要であろう。</p>		<p>断により、対応方針を確定)</p>
7		<p>ii) 外来患者数</p> <p>外来患者数については、1日平均外来患者数は、平成17年度実績781人から、平成22年度目標755人まで、0.3%減少する計画となっている。これは、二次医療・急性期医療に医療資源を重点配置し、外来患者数は現状水準並みとする、という八尾市立病院の経営方針を反映しており、医療連携推進という国の方針に沿ったものとも言える。</p> <p>注意すべき点は、外来患者数を現状水準並みで維持するとしても、中身の患者層については変えていく必要があるという点である。(i)に計画しているように入院患者数を伸ばすのであれば、患者層としては、入院へとつながるような、医療必要度の高い外来患者の割合を増やすことが重要となる。そのためには、地域医療機関との連携が鍵を握る。医療必要度の高い患者を積極的に紹介してもらう一方、八尾市立病院での治療が終了した患者については、紹介元の地域医療機関へと逆紹介することで、全体としての外来患者数を増減させずに、八尾市立病院の本来機能である高度医療に専念することができる。</p> <p>従って、外来患者数の計画進捗を管理する際には、外来患者の総数だけでなく、診療単価、紹介率・逆紹介率、入院へとつながる患者の割合、など多面的な分析が必要と考えられる。</p>	<p>平成20年度において、がん相談支援センターの設置、一部の診療科における医師事務作業補助者の採用等を実施したところであり、引き続き改善策の検討を進め、医師の確保に努めながら順次実施するとともに、改革プラン策定において、外来患者数、地域医療連携等の目標設定と取り組みについてさらに検討してまいります。</p>	<p>八尾市立病院改革プランにおいて、平成23年度までの外来患者数の目標を設定するとともに、目標達成に向け、救急医療、地域医療連携、高度医療機器の活用、健診事業等においてもそれぞれ目標を設定したところでもあります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
8		<p>イ) 患者一人一日当たり収入の見直し</p> <p>i) 入院患者一人一日当たり収入(入院診療単価)</p> <p>八尾市立病院の行為別収入の構造は、人員体制・設備等の充実させた単価が高く、手術・検査等の診療から上がってくる単価が低めである、ということが確認できる。従って、患者単価上昇に向けて力を入れるべき方向性は、医療必要度の高い患者の割合を高めることと、それに伴う手術・検査など診療行為に関する収益を増加させることであると言える。</p> <p>ただし、診療報酬は将来的にも低減傾向が想定される中、これら収益の上昇を図ることは容易ではない。このため、八尾市立病院の特徴、近隣競合との差異を意識しつつ、どういった患者層・疾患を中心に、単価上昇に結びつけるのか、とい</p>	<p>平成20年度において、ICU加算、7:1看護基準を取得したところであり、引き続き、地域における八尾市立病院の役割を踏まえながら、改革プラン策定において、入院収益の目標設定と取り組みにつき、さらに検討してまいります。</p>	<p>八尾市立病院改革プランにおいて、平成23年度までの入院診療単価の目標を設定するとともに、目標達成に向け、手術件数増、がん診療、周産期医療の充実等、各分野の取り組み内容と目標を設定したところでもあります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

			った診療科別の行動計画が必要と考えられる。		
9			ii) 外来患者一人一日当たり収入 今後の展望としては、病診連携の更なる推進によって、医療必要度の高い患者割合を高めること、その参照指標として、紹介率の動向を注視していくことが必要と考えられる。また、DPC適用に向けて検査等の外来化を推進する必要もあり、それら取り組みが進むにつれて、外来単価は徐々に上昇していくと期待される。	「平成20年度における経営健全化の取り組みについて」に基づき、紹介率の向上、高度医療機器の稼働率向上、DPC導入に伴う収益と費用の適正化に努めており、改革プラン策定において、引き続き外来収益の向上策を検討してまいります。	八尾市立病院改革プランにおいて、平成23年度までの外来診療単価の目標を設定するとともに、紹介率の向上、高度医療機器の活用、がん診療、健診事業の充実等、各分野の取り組み内容と目標を設定したところであります。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
10			③ 計画値の検証－材料費 材料費は、診療材料費や医薬品費から構成されており、医業収益の増加に伴って、材料費支出も増加する変動費としての性格を持っている。その際、患者一人一日収入(以下、患者単価)が増加するにつれ、収益に占める材料費比率の割合が高くなる傾向にある。急性期病院の傾向として、患者単価が高くなるにつれ、単価中に占める手術収入や投薬収入の割合が高まり、それらの診療行為に必要な診療材料費や医薬品費の支出も増加するからである。特に、八尾市立病院においては、患者単価上昇の中心として手術収入等を伸ばすことが求められており(上記②参照)、同規模病院との対比を見ても、材料費比率は増加余地が大きいと考えられる(下記表:同規模病院との比較、参照)。 そうした観点から見ると、入院患者単価で14.4%の増加(平成17年度37,177円から平成22年度42,514円)が計画されているにも関わらず、逆行する形で、材料費比率の低下を見込むのであれば、達成に向けた強力な施策が必要と考えられる。八尾市立病院では、このような材料費比率の低減をもたらすため、後発医薬品採用促進などに取り組むとされている。しかし、現段階での八尾市立病院の後発医薬品採用率は決して高くなかった。病院側では、後発医薬品の採用促進については、DPC導入を視野に入れつつ検討を進めているとのことであった。その際、材料費抑制策の柱として取り組むのであれば、採用率の数値目標、計画達成期限などの定量目標化を検討するべきと考えられる。もちろん、医療面への配慮から後発医薬品採用を数値目標化することへの議論は生じるであろう。その点も含めて、病院経営上、材料費抑制をどう考えるかの方針について、院内の合意形成が必要と考えられる。こうした面からも、中長期計画立案プロセスは、病院経営幹部と医療現場の共通認識に立つ必要性が確認できる。	「平成20年度における経営健全化の取り組みについて」に基づき、後発医薬品の採用を拡大したところであり、改革プラン策定において、引き続き、材料費比率の低下に努めてまいります。	八尾市立病院改革プランにおいて、医業収益に対する材料費比率の抑制、並びに、後発医薬品の採用率向上について、平成23年度までの目標値を設定したところであります。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

11		<p>⑥ 計画値の検証－減価償却費 減価償却費を見る際には、以下の点がポイントとなる。 第一に、建物等の減価償却費は、削減困難な固定費として、長期間に渡り病院損益を圧迫していくであろうこと。第二に、医療機器の更新投資は不透明要素であり、更新が集中する平成22年度を前に、具体的な検討を積み重ねていく必要がある、という点である。注意が必要なのは、計画における医療機器の更新投資額は、八尾医療PFI株式会社の計画に基づいているが、その前提となる計画は、新病院建設計画(平成15年8月)であり、新病院移転後の診療科体制・収益費用構造・環境変化を折り込んだものとなっていない点である。更に、投資額的前提となる業務量は、目標病床稼働率95%を前提にしている点も、他の費目同様に注意すべき点である。従って、実際の投資案件検討に際しては、環境変化に併せた個別具体的な分析・検討が必要である。</p>	<p>医療機器の更新等については、市立病院の財政状況、更新の必要性、将来の更新計画等を勘案しながら、改革プランに反映させてまいります。</p>	<p>八尾市立病院改革プランにおいて、市立病院の財政状況を勘案し、平成23年度までの医療機器の更新費用を見込んだところであります。 医療機器の更新等については、財政状況とともに、必要性・緊急性、導入効果等を勘案しながら毎年度個別具体的に予算化を図ることとしました。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
12	(3) 今後の課題	<p>① 体系的な計画立案の必要性 現行の中長期計画は、財政収支の「試算」として位置づけられている。従って、中長期計画のあるべき姿である、「理想と現実の格差を克服するための行動計画」としての機能が弱い。この点を改善するためには、体系だった中長期計画を立案していくことが望ましい。 ア) 現状分析 中長期計画立案に際しては、八尾市立病院を取り巻く内外の環境についての現状把握を出発点とする必要がある。具体的には、以下のような項目が考えられる。 ・地域の医療需要動向、他医療機関動向などの分析、八尾市立病院の得意分野を踏まえたポジショニング、診療報酬制度など将来の制度環境への対応課題など。 ・財務分析、生産性・効率性分析、診療科別損益分析など。 ・職員モチベーション、部門別課題、業務プロセス上の課題など。 イ) 病院理念・あり方との整合性 現状分析と並行して、病院理念やあり方から得られる将来の方向性についての再確認も必要である。それは開設者や関係機関、病院経営幹部の想定する方向性といった要素を盛り込みつつ、現状と理想のギャップを明らかにする過程でもある。現状分析を伴わない理想だけでは現実から乖離するが、関係者の方向性を反映していない計画は、実効的な成果を挙げる可能性が低く、両者は計画立案の前提条件と言える。 ウ) 中長期計画の策定 ア)、イ)から得られた課題を、優先順位に基づいて行動計画へと落とし込んだものが中長期計画である。大切なのは、優先順位づけられた行動計画であること、達成に向けた数値目標、期限目標などが盛り込まれたものであることである。なお、中長期計画の財務数値を反映させたものが収支計画である。収支計画は、計画策定後は数値目標となるものの、数字合わせが先行しないように注意が必要である。</p>	<p>国の医療制度や公立病院の改革の動きが進む一方、医師の充足の見通しも不透明な状況から、長期的な経営計画の策定は難しい面がありますが、国の公立病院改革ガイドラインに沿って、現下の状況の中で、公立病院としての使命を果たしながら経営を維持するための財政基盤の確立に向け、平成23年度までの収支改善目標及び行動計画の策定を進めてまいります。</p>	<p>国の医療制度改革が進み、また医師確保の見通しも不透明な状況から、長期的な経営計画の策定は難しい面がありますが、八尾市立病院改革プランにおいて、市立病院を取巻く医療環境や、市立病院の課題について情報提供を行うと共に、その中で、市立病院の果たすべき役割を明らかにし、将来にわたり、その役割を果たし続けるための中期的な取組み内容と数値目標、及び収支計画を策定し、計画に基づき取り組むこととしました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

		<p>エ)部門別計画・アクションプランとの連携 最後に重要なのが、病院全体の中長期計画と一体を成すものとして、部門別計画・アクションプランを策定することである。病院組織は、高度に専門化された職能集団から構成されているため、全体計画だけでは、各自が取り組むべき行動が分かりづらい。そこで、病院全体の中長期計画を落とし込んだ部門別計画を策定することで、各職員別の活動にリンクした計画遂行活動が展開できると考えられる。八尾市立病院では、既に部門別計画を策定しているとされるが、同院の場合、八尾医療PFI株式会社との連携も重要であるため、中長期の部門別計画も、両者一体となって策定されることが望まれる。</p>		
13		<p>② 計画遂行体制について 計画は立案することが目的ではなく、行動していくための指針となるべきものである。計画遂行に際しては、組織体制の整備や組織風土の変革が必要であり、その過程自体が組織を強化していくことにもつながる。計画遂行に際しては、以下のような行動様式、組織体制が望ましい。 ア)PDCAサイクルの確立 計画は病院経営遂行の上での目標であり指針となるものであるが、ひとたび計画が動き出すや否や現実との乖離が生じることが避けられない。計画と現実が乖離する要因は、外部環境変化の場合もあれば、病院自身の内部要因の場合もある。このため、中長期計画については定期的な見直しを行いつつ、計画と現実のズレの要因を分析・検証し、活動方針修正・計画変更などの対策を施す必要がある。これが Plan-Do-Check-Action のサイクル(=PDCAサイクル)と呼ばれるものであり、八尾市立病院においても、PDCAサイクルの確立により、計画と実行の好循環を構築することが期待される。 イ)経営管理体制の整備 中長期計画などの経営改善に際しては、上記のPDCAサイクルを追求する専門のプロジェクトチーム・委員会を設置して、目標管理・軌道修正を行うことが重要である。八尾市立病院では、市立病院行財政改革(経営健全化)推進会議が設置され、経営改善を集中的に取り扱う部門として期待されている(平成18年8月から活動開始)。他方で、経営管理を支える事務職員の配置体制についても、検討が必要である。八尾市立病院の事務職員は数年の在職期間で人事異動となつて、八尾市立病院から離れてしまうからである。病院経営は専門知識が必要であり、市職員が本来の能力を発揮するには一定期間の勤務経験に基づいたノウハウ蓄積が必要である。また、病院職員の大多数を占める医療職からの信頼を得るためにも、事務職員の頻繁な異動は望ましくない。PFI事業に対するモニタリング精度向上のためにも、病院事業、委託事業に精通した市職員も欠かせない。こうした観点からも、経営管理・事務管理を扱う職員については、在任期間長期化、専門職員の採用といった検討が必要と考えられる。</p>	<p>改革プランに基づき、平成21年度から、有識者等の外部委員を交えた(仮称)評価委員会を設置し、経営健全化推進会議とともに、継続的に進行状況の点検・評価を行ないながら、新たな改善策について引き続き検討してまいります。 事務局の職員については、スキルアップをはかり、引き続き人材育成に努めてまいります。</p>	<p>経営健全化推進会議において、八尾市立病院改革プランに基づく収益向上、コスト削減の具体化を進めており、また、今年度中に、外部委員を交えた(仮称)評価委員会を設置し、経営健全化推進会議とともに、プランの進行状況の点検・評価を行うこととしました。 事務局の職員については、八尾市集中改革プラン、及び職員定数条例の制約があり、専門職員の採用は困難な面があるため、引き続き、スキルアップをはかりながら人材育成に努めることとしました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
14		<p>③ 将来のあり方の検討 中長期計画の立案・改善活動と並行して、八尾市立病院そのものに対する将来的なあり方の検討が必要である。あり方の検討は病院の根本理念にかかわるものであるため、病院にかかわる多数の関係者の意見を調整しつつ、時間をかけて進めるべきテーマと考えられる。具体的には、以下のような項目が必要と考えられる。</p>	<p>平成21年度から、地方公営企業法の全部適用に移行することにより、病院経営における自律的・機動性を高めてまいります。 また市立病院の将来の方向</p>	<p>八尾市立病院改革プランにおいて、市立病院が地域において果たすべき役割を明らかにするとともに、将来にわたりその役割を果たし続けるための経営基盤の安定化に向けた計画を策</p>

		<p>ア) 将来のあり方の検討 ここでは、八尾市立病院の位置づけ、果たすべき役割、民間との分担・連携といったグランドデザインを描くことが求められる。そのための基礎データは、八尾市立病院自身の現状分析が出发点となるが、それ以外にも、地域医療、救急体制、介護福祉との連携といった様々な課題を整理し、八尾市民が運営する自治体病院は、いかなる病院であるべきか、という観点からの議論が必要となる。</p> <p>イ) 運営形態の検討 将来のあり方が定まると、それをいかにして達成していくか、という手段についての検討が必要になる。自治体病院を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、病院としての自律的・弾力的な経営ができる体制を整えることが望ましい。具体的には、経営に関する広範な権限を有する経営監の設置や、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人等の検討が必要となると考えられる。</p> <p>八尾市立病院がPFI事業を導入し、効率的経営に向けて取り組んでいる点は評価できる。ただし、PFI事業は、病院の業務のうち、管理運営業務を担っているに過ぎず、病院事業全体に及ぼす影響は限定的である。PFI事業とこれら運営形態とは両立可能なものであり、PFI事業での取り組みを進めながら、運営形態の検討を進めることは問題ないと考えられる。</p> <p>ウ) 検討会設置について 以上のような検討は、もちろん、八尾市立病院単独で進められるテーマではない。八尾市立病院を取り巻く、幅広い関係者の意見集約が必要と考えられる。現在、議会には病院事業運営特別委員会が、庁内にも病院事業運営検討会が設置されているが、地域医療関係の代表者、市民代表・有識者などを交えた検討会設置も有意義と考えられる。</p> <p>繰り返しになるが、自治体病院をめぐる環境はますます厳しくなっている。財政的な環境だけでなく、医師確保・政策医療遂行といった市民向け医療サービスの提供維持も困難を増しており、自治体病院の存在意義すら問われかねない時代になりつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八尾市立病院で果たすべき医療機能 ・望ましい運営形態 ・八尾市としての財政負担の考え方 <p>など、さまざまな点についての議論活性化を通じて、真に市民支持に基づいた、八尾市立病院運営が達成されることが期待される。</p>	<p>性については、今後の医療制度改革の動向、及びこれらを反映した地域の医療政策、市立病院が地域において果たすべき役割等を勘案しながら、診療機能、近隣の公立、民間病院との分担・連携等について、(仮称)評価委員会等の意見を聞きながら、引き続き検討を進めてまいります。</p>	<p>定したところであります。</p> <p>市立病院の運営形態については、平成21年4月に、地方公営企業法の全部適用に移行したところであり、引き続き経営の自律性・機動性を高めるとともに、(仮称)評価委員会等の意見も聞きながら、診療機能、近隣病院との役割分担・連携等について検討することとしました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
--	--	---	--	---

10. 人件費

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針
15	企画運営課	(4) 職員数の見直し	<p>平成16年度より新病院が開院し、病院の維持管理・運営については八尾医療PFI株式会社が実施することとなった。旧病院とは設備や診療科の体制が異なり、一概に比較することはできないが、委託料は平成15年度の469百万円から、平成16年度では1,293百万円と2倍以上に増加している。旧病院において病院が購入していた給食材料、医療消耗備品費が現在では八尾医療PFI株式会社への委託料に含まれているが(参考数値:平成15年度給食材料及び医療消耗備品費実績68百万円)、それ以外の増加については旧病院で病院事務、労務職員が実施</p>	<p>事務及び労務職員数は、平成15年4月には38人であったものが、PFI事業を導入した新病院では、平成18年4月に26人、平成20年5月には23人、平成21年4月には22人に減少することから、PFIへ移行した部門の市</p>	<p>事務及び労務職員数については、平成18年4月に26人であったものが平成21年4月には22人に削減するなど、職員数の見直しを着実に進めました。</p> <p>(措置済み)</p>

			<p>していた業務のうち多くの部分を八尾医療PFI株式会社が実施するようになったことが要因の一つであると考えられる。</p> <p>一方、事務、労務職員数は、平成15年4月1日現在の38人から平成18年4月1日現在では26人まで減らしてはいるが、八尾医療PFI株式会社に業務を移管した部分について、さらに職員削減の余地がないか、再度見直す必要がある。</p>	<p>職員の削減は着実に進んでいるところであります。</p>	
16	企画運営課	(5)常勤医師の有効活用と説明責任	<p>八尾市立病院の医師1人1日あたり患者数は新病院では旧病院と比べ減少している。これは、急性期病院への診療方針の転換に伴う外来患者数の減少、移転に伴う制限や医師の欠員といった状況変化により入院患者の増加が伸び悩んだこと、高度医療の進展に伴い患者の診療時間や対応時間が長くなってきていることなども関係していると考えられる。</p> <p>八尾市立病院は、診療科ごとの医師の不足数を算定した資料を作成しているが、この資料は将来の診療機能と診療方針に裏付けられた診療体制に基づいた医師数とのことであるが、必ずしも明確で客観的な算出根拠によって算定された資料とは言いがたい。</p> <p>医師数が不足し、これを拡大しようとするのであれば、下記の事項に留意し、客観的かつ合理性ある根拠資料を作成する必要がある。</p> <p>①診療機能の視点から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の診療体制とあるべき診療体制とのギャップ ・その中で不足する医師の専門分野あるいは人員体制 <p>②経営的な視点から</p> <p>医師数を増加させた場合の収入や関連コスト、利益の増加予測</p>	<p>医療を取り巻く環境は大きく変革しており、改革プランを策定する中で、診療方針や経営計画、経営形態、自治体病院の使命と役割、医療連携等々を検証し、適正な医師の人員体制を引き続き検討してまいります。</p>	<p>八尾市立病院改革プランにおいて、八尾市立病院の果たすべき役割を明らかにするとともに、将来にわたり役割を果たすため、医師の確保、労働環境・勤務条件の改善についての計画を定めるとともに、これによる平成23年度までの収益、及び給与費等の費用の増を見込んだ収支計画を策定したところであり、目的実現のため必要な医師の確保に努めることとしました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

11. 総括意見

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
17	企画運営課	総括意見	<p>八尾市立病院においては、地域の中核病院として救急医療や急性期医療の充実に努め、「安全で親切的な医療」を提供することが何よりも優先されることはもちろんであるが、それに加えて、新病院移転後に悪化した収支の改善を図ることが喫緊の課題となっている。</p> <p>そのためには、収支改善計画を立案しその達成に向けた活動が必要となるが、中長期計画を「絵に描いたモチ」とせず計画を達成するためには、全体計画を部門別の計画に落とし込んだ上で、医療現場と連携して各部門の行動計画を策定し、さらにその実施状況を定期的に検証する仕組みを構築する必要がある。</p> <p>またPFI事業の適用に関しては、次のような課題がある。通常のPFI事業においては、地方自治体と民間事業者の間でリスク分担を行い、民間事業者に採算の一部又は全部の責任を負わせることによって、民間事業者に収支改善のインセンティブを与え、民間事業者の創意工夫を促す仕組みをとり得る。しかし、病院PFIにおいては、民間事業者は診療行為を行うことができない、という法的な制約があることから、通常のPFI事業と異なり民間事業者に対して病院全体の収支改善に対する責任を負わせる仕組みになっていない。このことが病院PFIの特徴であり、それゆえモニタリング機能が十分に働かない場合には、PFI導入の目的である民間事業者の創意工夫が発揮されないおそれがあるため、結果数値による評価を含めたモニタリング機能を強化する継続的な努力が必要である。</p> <p>また、医薬品の調達等の民間事業者の業務について、現在のところは旧病院において事務を担当していた職員が新病院に在籍しているため、民間事業者との交渉やモニ</p>	<p>公立病院としての使命を果たしながら経営を維持できる財政基盤の確立に向け、医療現場とのヒアリング等を通じ、各部門の課題の分析と改善策の検討、及びこれらに基く収支改善目標及び行動計画の策定を進めるとともに、(仮称)評価委員会、及び経営健全化推進会議により継続的に進行状況を検証してまいります。</p> <p>PFI事業(H20.7.1時に措置済み)</p> <p>モニタリング(H20.7.1時に措置済み)</p> <p>平成21年度から、地方公営</p>	<p>PFI事業(H20.7.1時に措置済み)</p> <p>モニタリング(H20.7.1時に措置済み)</p> <p>八尾市立病院改革プランにおいて、市立病院が地域において果たすべき役割、経営の現状と課題等について情報提供を行うと共に、将来にわたり、その役割を果たすことが出来るよう、平成23年度までの全体目標と、これを達成するための各部門の目標を設定したところであり、経営健全化推進会議並びに(仮称)評価委員会において検証を行いながら、経営改革に取り組むこととしました。</p>

		<p>タリングにあたって旧病院における経験を生かしているが、今後、職員の人事異動に伴い、経験のない職員に交代した際、民間事業者が実施している業務について、民間事業者に「まかせきり」で牽制が効かないことにならないように、モニタリング機能を十分果たせるような仕組みを構築しておく必要がある。</p> <p>八尾市立病院が期待される役割を果たし、かつ、経営的な安定を図るためには、八尾市、八尾市立病院、関係者を交えて、中長期的な八尾市立病院のあり方についての検討を実施することが必要である。そのためには、八尾市立病院の位置づけ、果たすべき役割、地域医療との連携のあり方などを明確にした上で、八尾市立病院の現状とのギャップを明らかにし、あるべき病院像をいかに達成するかという手段を立案していく必要がある。</p> <p>その際には、病院の自主的・弾力的な運営のための制度として、地方公営企業法の全部適用や地方独立行政法人化など、運営形態についての検討を行うことも必要であろう。</p>	<p>企業法の全部適用に移行することにより、病院経営における自律的・機動性を高めてまいります。</p> <p>また市立病院の将来の方向性については、今後の医療制度改革の動向、市立病院が地域において果たすべき役割を勘案しながら、診療機能、近隣の公立、民間病院との分担・連携等について、(仮称)評価委員会等の意見を聞きながら、引き続き検討を進めてまいります。</p>	<p>経営形態については、平成21年4月に、地方公営企業法の全部適用に移行したことにより、経営の自律性・機動性を高めてまいります。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
--	--	--	---	---

【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

4. 勤務の状況

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H21.1.9までの措置の内容と改善の方針	H21.7.1までの措置の内容と改善の方針
1	人事課	(1)休職	<p>ア)職員分限懲戒審査委員会の開催</p> <p>職員が心身の故障のため医師の診断により長期休暇を要するときに職員に休職を命ずるには、任命権者は自らが定める5名の委員により構成される職員分限懲戒審査委員会(以下、分限委員会という)に諮問し、当委員会の意見を聴取しなければならない(職員分限懲戒規定第6条)と定められている。</p> <p>職員が休職する場合の手続は病欠が続き休職処分が必要な職員については、人事課職員と所属長が主治医と面談して、主治医に職員に休職が必要かどうか意見書の作成を依頼し、当該意見書を職員が所属する部署の産業医が了承した後、人事課が諮問書を作成し、委員の持回り決議で答申を得ている。このように、職員が休職するときには、実際に分限委員会は開催されず、委員の持ち回りで決議されているのが実情である。</p> <p>人事課の説明によると、委員の全員出席が分限委員会の開催要件となっており、休職処分(病気)は、事案が多く委員の日程調整が困難なため、持回り決議で答申を得ているとのことであった。ただし、繰り返し休職する等の悪質な職員については、分限委員会を開催し、個別審議を行うとのことである。なお、実際過去に休職処分に係る分限委員会が開催されたのは、ここ最近では平成15年の1度だけである。</p> <p>比較的休職期間が長い職員について、休職処分の適切性を諮問書、診断書等を閲覧することにより確認した結果、審議書類は適切に作成され、諮問書にも全ての委員の承認印を得ており、休職処分自体に問題はなかったと判断する。しかし、休職処分をするには、規定上、分限委員会を開催するようになっていることから、全ての休職処分について分限委員会開催が困難であれば、規定の趣旨を損なわない範囲で、①休職理由により開催するかどうかを決定する、②全員出席の要件を緩和する等、実情を踏まえて、分限委員会開催要件の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>運用については、従来どおり厳格に行っており、繰り返し休職の事案も現在のところありませんが、ご指摘の点である委員会開催要件の見直しについては現在、規定を見直す方向で検討しており、開催要件についての文言について精査中です。</p>	<p>4月に開催された分限懲戒委員会において現在の規定を改正することについて承諾を得ました。8月14日付で規定を改正することとしました。(措置済み)</p>

5. 福利厚生事業

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H21.1.9までの措置の内容と改善の方針	H21.7.1までの措置の内容と改善の方針
2	職員課	(1)八尾市職員厚生会	<p>厚生会の決算書を入手したところ、決算書数値に不整合が生じていた。再度、検証した結果、収支計算の前提である「資金の範囲」が特定されていなかったこと等が原因であることが判明したため、それらを考慮した修正後収支計算書(前掲)の提示を求めたところ、決算書の不整合は解消している。</p> <p>厚生会の事務担当は職員の定期配属替え等に伴い交代し、経理知識の程度によっては、決算書を適切に作成することが困難な場合も考えられる。しかし、厚生会の実施事業には八尾市の予算が投入されており、説明責任を果たす必要があることから、正確な決算書が作成できるよう、研修参加等による知識の習得や決算作業の手順書等の作成等、組織体制の整備が必要である。</p>	<p>今後も外部研修等を活用すると共に、更なる担当者の知識習得に努めてまいります。</p>	<p>外部研修等を活用し、正確な決算書が作成できるよう組織体制の整備を行いました。(措置済み)</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	人事課	(2)退職手当	<p>③団塊の世代の退職手当の財源</p> <p>平成19年度以降、大量職員による退職手当の増加が見込まれているが、八尾市は「退職手当債」を起債することを予定している。起債にあたっては、自治体が行財政改革などに取り組むことが発行許可の前提となるものであるが、八尾市にとっては、定員適正化計画の適切な実行及び給与の適正化等、八尾市として解決すべき課題がある。解決できなかった場合には国の起債許可がされないため、今後3年間の収支見通しは破綻する。平成20年度から「財政健全化法」が適用され、全国的に共通の指標により、財政状況が把握され、厳しく評価されることとなる。八尾市においても、市民への説明責任を果たすため、民間会社の経営と同様、無駄な歳出を徹底的に削減する必要がある。市民負担をこれ以上増やさないようするための行政運営であるという視点を忘れず、市民理解が得られないような無駄な手当の廃止等、人件費の削減に努めるべきである。</p>	<p>H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針</p> <p>第2次定員適正化計画に基づき、職員数の純減(4.6%)を計画的に進めており、人件費の削減に努めています。 また、引き続き適切な手当の支給に努めてまいります。</p>	<p>H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針</p> <p>第2次定員適正化計画に基づき、職員数の純減(4.6%)を実行するとともに、特殊勤務手当の見直し等、給与の適正化に努めました。 (措置済み)</p>
2	職員課 人事課	(5)その他の手当	<p>イ)通勤手当、住居手当支給確認の実施頻度</p> <p>通勤手当及び住居手当について、最初の申請時に届出書類と所定の添付書類を確認するが、その後は変更がない限り継続して支給される。変更の申請は自己申告のため、本人からの申請がない限り、事実と異なる手当金額が支給される恐れがある。手当支給規則では、手当を支給されている職員について、支給要件を具備するかどうか、手当の額が適正であるかどうかを随時確認することとしている。</p> <p>通勤手当について、平成17年8月に実施した調査では、通勤届再提出者が30名(調査対象に占める割合3.5%)、住居手当について、平成16年1月に実施した調査では、住居届再提出者が78名(調査対象に占める割合18.9%)となっており、支給の条件が変更となった場合に、速やかに自己申告がなされていない場合が多いことがうかがえる。</p> <p>通勤手当については、直近の調査は平成17年8月で、その前の調査は平成13年11月と4年間調査がなされていない。住居手当については、平成16年1月以前の実施時期が不明であるが、相当の期間、調査がなされていないようである。職員への牽制のためにも、調査は少なくとも年1回は実施し、変更の事実を速やかに把握し、適正な支給を行うよう改めるべきである。</p>	<p>イ)住居手当の調査を平成20年8月に実施しました。 今後の調査については、通勤手当及び住居手当とも、年1回実施してまいります。</p>	<p>各手当の支給要件の調査については、年1回実施していくことに変更しました。(措置済み)</p>

5. 福利厚生事業

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針
3	職員課	(1)八尾市職員厚生会	<p>イ)府互助会事業との重複</p> <p>職員の健康管理の一環として、定期健康診断よりきめ細かな健診をより多くの職員に普及させたいという観点から、府互助会に加え市厚生会でも補助を行い、人間ドックの受診を促進するという八尾市の方針であり、両者は相互補完的な役割を果たしていると言える。一方、府互助会の実施事業である「リフレッシュ支援金」と厚生会の実施事業である「長期在職慰労記念品(旅行券)」についても、事業の重複が懸念される。これについては、府互助会では現金給付し、多目的に使用可能であるのに対し、厚生会は長期在職慰労記念品として旅行券を支給することにより、八尾市のリフレッシュ休暇制度の取得促進の役割を果たしているとの説明を受けたが、両者とも職員等のリフレッシュのための補助事業と考えられる。八尾市としては府互助会が実施する事業の相互補完的役割を担うものと考えているが、事業の類似性も否定できないため、八尾市独自事業への転換を検討すべきである。</p>	<p>府互助会は、平成20年度末をもって解散予定であることを踏まえ、厚生会事業内容について検討してまいります。</p>	<p>府互助会が、平成20年度末をもって事業を停止しており市厚生会との重複は解消されました。</p> <p>八尾市職員厚生会は、8月1日の事業実施に向けて事業を見直しています。見直しに当たっては、民間事業所が多く利用する民間アウトソーサーに委託することで、市民理解が得られやすいものとします。(措置済み)</p>
4			<p>④今後の厚生会のあり方</p> <p>八尾市が職員等の福利厚生として、府互助会、大阪府市町村職員共済組合及び大阪府市町村職員健康保険組合に加入しているが、各組合等の事業内容は異なり、設立の目的も異なるものである。一方、八尾市が自主運営している厚生会の事業については、特に府互助会の実施する事業と類似しているが、相互補完的な役割を担うものとして、「八尾職員の厚生制度に関する条例」第3条において、地方公務員法第42条に規定する職員の厚生制度の実施のための事業は両者に行わせることができると定められており、長期雇用の非常勤職員に対する福利厚生もあわせて厚生会事業として実施している。しかし、府互助会については、府下各市で住民訴訟が行われてきた経緯から、大阪府市長会の意向を受け、平成19年10月末の府互助会・評議員会で、平成21年3月末をもって府互助会を解散するという決議がされた。今後、組織の解散に向け、互助会事業の整理のため、大阪府市町村職員共済組合、健康保険組合、府互助会の3団体の代表で構成する「福利厚生事業検討委員会」が設置され、検討が行われており、平成20年7月に方針が出る予定である。八尾市の福利厚生事業については、互助会事業の動向を踏まえてそのあり方を探っていくと考えられるが、八尾市の長期雇用の非正規職員に対する福利厚生に関する考え方の整理も含め、民間における福利厚生の水準や市民の理解が得られる制度の充実を意識しながら、実施事業の内容や厚生会の運営方法を検討する必要がある。</p>	<p>本市の福利厚生事業は八尾市職員厚生会で検討することになります。今後、府下各市の実施状況、民間における福利厚生の水準を勘案し、市民理解の得られる事業内容やその実施方法等について検討してまいります。</p>	<p>八尾市職員厚生会は、8月1日の事業実施に向けて、事業を見直しています。見直しに当たっては、長期雇用の非正規職員に対する福利厚生を正規職員並みとし、水準面としても民間事業所が多く利用する民間アウトソーサーに委託することで、市民理解が得られやすいものとします。(措置済み)</p>

6. 環境部

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容と 改善の方針
5	人事課	(3)出退勤管理	<p>八尾市役所本庁は出退勤システムを導入し、磁気カードで職員の出退勤を管理しているが、八尾市清掃庁舎はこれを導入しておらず、毎朝、出勤した職員は事務所玄関に備置された出勤簿に捺印する方法で出勤管理をしている。出勤簿は毎月人事課に送られ、人事課において給与計算システムに当該出勤簿から必要な情報を入力している。</p> <p>八尾市清掃庁舎には毎日200名弱の職員が出勤し、ごみ収集員も当該庁舎から収集車で出勤し、帰還してくるため、清掃庁舎において磁気カードによる出退勤管理は適した状況にあると言える。また、現在の手書きの出勤簿を人事課に送付し、人事課で給与計算システムに打ち直す手間、パンチ業者に支払うコストを削減するためにも、磁気カードの導入を検討すべきである。</p>	<p>職員証更新時期である21年7月を目標に、庁外所属への出退勤システム導入のために関係機関との協議を進めています。</p>	<p>平成21年7月中に環境事業課を含む庁外施設へタイムレコーダーを設置し、平成21年8月から出退勤システムを導入することとしました。(一部所属については9月から試行、10月導入。)</p> <p style="text-align: right;">(措置済み)</p>

【平成20年度】国民健康保険事業及び介護保険事業について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

国民健康保険事業

3. 収納事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康保険課	口座振替の普及促進について	<p>平成 19 年度における全納付世帯に対する口座振替の世帯の比率は 32.1%と、決して高いとはいえない。口座振替からの滞納発生率は個別には把握出来ていないが、口座振替不能納付書の発送率からもわかるように、納付書により納付するより利便性が高く、滞納率は低いものと考えられる。</p> <p>市も口座振替の普及を促進するために、新規の転入者に対しては申込書を渡し、平成 20 年 5 月には勸奨書を送付するといった策は講じているが、実効性が高いとはいえない状況である。また、口座振替の日が月末(月末が休日の場合は翌月頭)の 1 日のみということも利便性を下げ、利用率の低下を招いている要因のひとつではないかと考えられる。今後効果的な策をさらに進めていく必要がある。</p>	<p>毎年度 6 月に全加入世帯に対して発送している保険料の当初納入通知書に、口座振替の普及を促進するため、従前から口座振替依頼書を同封してはいたが、国保加入者に口座振替をより申し込んでいただきやすくするため、平成 21 年度からは口座振替依頼書の返信用封筒をあわせて同封することとしました。</p> <p>これによって、平成 20 年度の約 2 倍(828 件)の申込みがあり、一定の成果があったものと判断します。</p> <p>また、口座振替の日を月末以外にも設けることについては、収納率の向上などそれによって期待される効果が、それに伴うシステム改修や各金融機関との調整などに係る経費に比べそれほど大きくないと思われるため、口座振替日の追加は行わないこととしました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

4. 滞納管理

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	健康保険課	債権区分に応じた短期被保険者証の有効期限の設定について	<p>現在、市は短期被保険者証の発行事務にかかる諸費用を節約するため、現在 3 ヶ月である短期被保険者証にかかる有効期間の延長を検討している。しかしながら、収納率を向上し、被保険者間の不平等を解消するには、短期被保険者証の有効期間をむしろ短くし、相談対応・納付指導機会を増やすべきであると考ええる。</p> <p>一律の被保険者証の有効期間延長は、高額所得者であるにも関わらず保険料を納付しない悪質な滞納者に有利に働く恐れがあり要綱の趣旨を果たし得ない。当年度から始まった未収額の多寡に応じた債権管理区分に従い、債権区分に応じ有効期限を設定するといった工夫も必要と考える。</p>	<p>平成12年度の介護保険制度の導入を機に、国民健康保険料の滞納解消に向けては、短期被保険者証や資格証明書の交付事務を通じて、できるだけ滞納世帯と接触する機会を確保し、保険料の納付相談・納付指導に努めていただくことが重要であるとの方針が国において示され、本市においても今日まで当該方針の趣旨に沿って事務処理を行ってきたところです。</p> <p>しかしながら、短期被保険者証や資格証明書の交付は、医療機関を頻繁に受診する傾向にある高齢者や乳幼児などがいる世帯などに対しては滞納の抑止が期待できる一方、医療機関をほとんど受診しない年齢階層の世帯に対してはほとんど効果がないと分析しており、一律に短期被保険者証の有効期限を3ヶ月より短くすることは、かえって窓口の事務量が増加し、滞納処分などの事務に支障を及ぼす結果となる恐れがあると考えるところです。</p> <p>今後は、滞納世帯の状況に応じて、短期被保険者証や資格証明書などの交付と財産の差押などの滞納処分とで運用し、滞納整理が効率的かつ効果的に実施できるよう、それぞれの基準について見直しを行い対応することとしました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
3		分納承認時の滞納者の支払能力調査について	<p>滞納保険料の徴収のための徴収員は実質的に配置されていない。これは、滞納者に対し長期被保険者証や短期被保険者証の発行を安易に行なわない限り、訪問徴収を行なわなくとも、被保険者は医療費が全額個人負担となることを避けるため、被保険者証の交付を受けるために自ら担当窓口で相談に訪れるということが前</p>	<p>保険料の分割納付を承認する際には、滞納に至った原因や世帯の現状を詳細に聴取するとともに、これまでの交渉経過などから必要であると判断した場合には、直近 3 ヶ月の収入状況が判る書類、就労先又は就労時間など就労実態が判る書類、支払の相手方及び金額など支出状況が判る書類などの提出を求め、その上で判断するよう基準を策定したところです。</p> <p>(措置済み)</p>

		<p>提となっている。従って実際に相談窓口を訪れた者について、安易に分納を承認すべきでないことは明らかである。</p> <p>窓口相談において、滞納額全額でなく滞納者の事情を斟酌し支払可能であると思われる額を僅かながらでも分割納付させる場合があるが、この場合でも滞納額の一部の分割納付が続けられている限り被保険者証が交付されている。</p> <p>しかしながら、これは期限どおりに全額保険料を納付している者と比較し公平を欠いており、弁明書や口頭相談のみで安易に分納を認めるべきではない。特に十分に支払能力がある高額所得者に分納を承認することのないように、所得を証明する書面の提出を求めするなど厳正に判断する必要がある。</p>	
<p>4</p>	<p>滞納被保険者情報の共有化及び適時把握について</p>	<p>現状、転出者等の滞納債権と実質的な滞納者の滞納債権とが混然として収入未済額に計上され、同等に時効に至るまで督促手続を行なっている状況であり、適切な債権管理を行なっているとはいえない。市民課との連携を密にし本人の居住確認を適時に行ない、保険料賦課の中断・停止の手続につなげていくことが必要である。</p> <p>また、実質的な滞納者については、税務担当課との連携により、地方税申告書の提出内容の確認や所得調査、資産の所在地等確認などによる不動産所有状況の調査を行ない、さらに個人の銀行口座残高に対する照会など所有財産の隠蔽調査等の結果も利用するなど、滞納者情報の共有を図り、支払能力に応じた効果的な債権回収につなげていくべきである。</p>	<p>本市に現に居住していないと思われる者については、現地調査などにより不居住となった日を認定し、その日以後の国民健康保険資格及び保険料賦課を抹消などする必要があるため、本市ではこれまで年に1回集中的に不居住調査に取り組む期間を設けておりましたが、時間的・人力的制約がある中、必ずしも十分な調査が行われていたとはいえない状況でありました。</p> <p>収納担当業務の全般を見直し、再構築する中で、平成21年度からは不居住調査について2・3ヶ月ごとに調査対象者を抽出し、可能な範囲内で適時に国民健康保険資格及び保険料賦課を抹消などが行えるよう改めたところです。</p> <p>また、債権回収(滞納整理)については、平成20年度に新設された債権管理課と連携して、債権管理区分に応じ、財産調査や差押を含めた滞納債権回収策をすでに実施中であり、平成21年度は平成20年度に実施した滞納債権回収策の課題・問題点を検証・改善し、引き続き、負担能力のある無償の便益享受者を絶対に許さないという強い態度で臨むとともに、そのようなメッセージを発しつつ、債権管理区分に応じ、メリハリの利いた効果的な回収策を実施することとしました。</p> <p style="text-align: right;">(措置済み)</p>
<p>5</p>	<p>徴収員の配置と他市町村転出滞納者に対する債権管理について</p>	<p>市が基本方針として徴収員を配置していないのは、滞納者に対し長期被保険者証や短期被保険者証の発行を安易に行なわない限り、訪問徴収を行なわなくとも、被保険者は医療費が全額個人負担となることを避けるため、被保険者証の交付を受けるために、自ら担当窓口相談に訪れるであろうとの考えがある。このため徴収員を配置する場合の費用対効果を比較して明らかに配置しないほうが有利であろうという背景があり、これは一定の合理性が認められる。</p> <p>しかしながら、滞納者が他市町村に転出した場合、住民票により移転先の住所の調査は行なっているものの、当該滞納者に対しても、市内に住居登録がある滞納者と同様に督促状・催促書を送付し回収を促しているにとどまっている。</p> <p>このような場合、他市町村への転出者は、転出先の市町村において保険料を納付した場合、国民健康保険証の交付を受けることができるため、市の窓口に分納誓約等の相談を訪れる必然性がなく滞納したまま放置され、かつ時効中断の機会も失われることから、時効が早く成立し不納欠損処理されてしまう場合も多い。徴収</p>	<p>債権回収(滞納整理)については、平成20年度に新設された債権管理課と連携して、債権管理区分に応じ、財産調査や差押を含めた滞納債権回収策をすでに実施中であり、平成21年度は平成20年度に実施した滞納債権回収策の課題・問題点を検証・改善し、引き続き、負担能力のある無償の便益享受者を絶対に許さないという強い態度で臨むとともに、そのようなメッセージを発しつつ、債権管理区分に応じ、メリハリの利いた効果的な回収策を実施することとしました。</p> <p style="text-align: right;">(措置済み)</p>

			<p>員の配置を行わずに他市町村滞納者に督促状・催告書を送付するだけでは滞納債権の回収手続として不十分であり、別途有効な方策を検討すべきである。</p> <p>なお、平成 20 年度より新設の債権管理課と連携して差し押さえ等を行なうことになった。</p>	
6	債権管理区分に応じた効果的な滞納債権回収策の実行について	<p>平成 20 年度から債権管理区分に応じた滞納債権回収策を実施中とのことであるが、少なくとも従来は滞納者の支払能力による滞納債権の分類がなされていなかった。</p> <p>実際には支払能力があるが納付意欲のない悪質な滞納者に対しても、自宅や職場への電話督促や個別訪問など他の効果的な回収努力が行なわれないまま督促状の送付等の事務が淡々と行なわれ、時効を迎えると不納欠損処理されている場合もみられた。債権管理課の新設を契機として、高額所得者と推定される滞納者に対し重点的により厳しい文言の催告書を送付したが、例えば、平成 19 年度末現在で滞納金額 50 万円以上の A ランクに該当する滞納件数は 107 件あるが、このうち 17 件は既に他市町村に移転あるいは他の健康保険組合等に移管していたことが判明している。</p> <p>これは滞納債権の回収意識が相当不足していることを如実に示しており、極めて不十分な債権管理しか実施してこなかったことが多額の滞納債権の増大につながったと考えられる。単に法令規則に従った処理を行なえばよいという状況になかったか、十分に反省すべきである。</p> <p>今後は負担能力のある無償の便益享受者を絶対に許さないという強い態度で臨み、またそのようなメッセージを発し、債権管理区分に応じメリハリの利いた効果的な回収策を実施していくべきである。</p>	<p>債権回収(滞納整理)については、平成 20 年度に新設された債権管理課と連携して、債権管理区分に応じ、財産調査や差押を含めた滞納債権回収策をすでに実施中であり、平成 21 年度は平成 20 年度に実施した滞納債権回収策の課題・問題点を検証・改善し、引き続き、負担能力のある無償の便益享受者を絶対に許さないという強い態度で臨むとともに、そのようなメッセージを発しつつ、債権管理区分に応じ、メリハリの利いた効果的な回収策を実施することとしました。 (措置済み)</p>	

6. 総務費

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
7	健康保険課	見積書の積算方法について	<p>市は、平成 19 年度において後期高齢者医療制度対応国民健康保険システム改修設計費用として 99 百万円を計上している。</p> <p>工事等については、国土交通省が非常に細かい職種ごとに技術者の単価を公開しているが、IT エンジニアについて、そういった公的なデータはない。そのため労務費単価の相場の目安としては、各種の調査情報や実情を参考とすべきであるが、当該システムの改修設計に係る見積書の 1 人月当たり単価はそういった調査情報に比して一般的に高いと考えられる。</p> <p>また、この規模のシステムにおいては、複数の職種が混在して実施しているので、実態に合った、例えば作業内容ごとにプロジェクトを統括する上級システムエンジニア、業務を行なう一般システムエンジニア、プログラミングを行なうプログラマなどの職種を区分して各職種区分に応じた実態に近い見積単価で積算を行なうべきである。</p>	<p>全体経費は、単価と作業に要する時間を乗じたものとなることから、単価のみの高低をもって経費の高低を判断するべきではないと考えます。また、作業に要する時間については、特定の業務に対するプログラム作成等に要する標準的な時間が確立されていないことから、その比較を行うことも極めて困難と考えられます。</p> <p>制度改正や新設に対するシステム改修作業は、国において制度改正の内容が決定され、具体的な作業内容やボリュームが示されて初めて作業工程が確定され、概算費用が積算できることとなりますが、実態としては、見積もりをあげる時点では制度改正の概要は確定していても、改修内容を特定できるまでに至っていない場合が多い状況です。特に、医療制度改革に伴う制度改正がここ数年頻繁に実施されている中、国より制度改正の概要は早い段階で示されますが、改修内容の詳細が特定できるだけの情報は、施行間近まで提示されない場合も多く発生している状況です。</p> <p>そのため、作業工程が確定し、適切な費用が算出できるのはシステムの概要設計以降とならざるを得ない状況で、しかも複数のシステム変更が必要となると考え</p>

				<p>られるため、システム変更全体の見極めも行う必要があります。</p> <p>従って、適切な費用の算出には、当初見積りのみで確定するのではなく、システムの概要設計が確定した時点で見積額を見直すなど、当初の見積りが確定額でないことを前提として対処します。（監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定）</p>
8	健康保険課 職員課	特殊勤務手当支出の必要性について	<p>特殊勤務手当の趣旨は、著しく危険、不快、不健康、又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に対する手当であり、このような徴収に関する事務は特別な交渉ノウハウを要する部分はあるとはいえ危険性や健康を害する程度は低いと考えられる。また、本来の職務として従事するものについて別途手当を支給することは合理性に欠ける。職員の数が少ないため総額としては重要ではないが、社会情勢の変化に応じ各自自治体で廃止等の見直しが行われている状態も踏まえ、当該特殊勤務手当の支給の必要性を再検討する必要があると考える。</p>	<p>特殊勤務手当は、その勤務の特殊性に応じて条例等で定めるところにより支給されるものですが、その支給内容の見直し及び適正化について、その業務の特殊性が認められるかどうか、業務の特殊性が時代の変化とともに失われていないかどうかの観点も含めて、手当の必要性及び妥当性を検討し、平成21年4月1日から、税務手当の廃止を実施したところです。（措置済み）</p>

7. 国・府支出金及び繰入金等

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
9	健康保険課	基準外繰入金の削減について	<p>市では、毎年度約7億円近くの基準外繰入金が存在している。財政援助的な繰入金である保険料負担緩和措置分は、毎年度3億5千万円以上計上され、基準外繰入金の約半分を占め、増加傾向にある。</p> <p>当該繰入金は、国民健康保険の受益者以外の負担増を招き、公平性を欠くことになる。このような繰入金は収納率向上、滞納管理を徹底させることにより、削減努力が必要である</p>	<p>債権回収(滞納整理)については、平成20年度に新設された債権管理課と連携して、債権管理区分に応じ、財産調査や差押を含めた滞納債権回収策をすでに実施中であり、平成21年度は平成20年度に実施した滞納債権回収策の課題・問題点を検証・改善し、引き続き、負担能力のある無償の便益享受者を絶対に許さないという強い態度で臨むとともに、そのようなメッセージを発しつつ、債権管理区分に応じ、メリハリの利いた効果的な回収策を実施することにより繰入金を削減することとしました。（措置済み）</p>

介護保険事業

2. 保険料の算定

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
10	介護保険課	保険料算定の精度向上について	<p>介護保険事業計画のなかで設定した見込額は、平成18年度及び19年度において実績額と大幅な差を生じている。当初見込みのサービス量についても、事業計画1年目から大きな乖離を生じている。</p> <p>介護保険事業計画のなかで設定した見込額は、介護保険料を算定する基本的なデータであり、このデータの信頼性に問題があることは保険料の賦課決定額に対する信頼性を損ねることにつながる。サービス項目ごとの綿密な需要予測を行なうことにより、事業計画の精度を高めることが必要である。</p> <p>また、事業計画の費目ごとに見込額と実績額との差について、原因分析を行ない、どの要因でどれだけの差が生じたかを明らかにしておくことも、精度向上に役立つと考える。</p>	<p>平成18年度及び19年度における保険給付費総額の実績額はおおむね計画額どおりに執行されました。しかし、第3期介護保険事業計画における介護予防給付費と介護給付費については、国が標準的に示した認定区分ごとの認定者割合を根拠としたことが影響して、それぞれの実績額と計画額に大幅な差が生じました。</p> <p>平成21年度から23年度における第4期介護保険事業計画においては、詳細な人口推計と要介護認定率の予測を実施し、介護サービスごとの実績について要因を分析し、歳入・歳出の適切な予測を行っております。（措置済み）</p>

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成14年度】 出資法人（4法人）の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について（監査の結果）地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

(1) 財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

番号	項目	監査の結果(要旨)	H21.1.9までの措置の内容と改善の方針	H21.7.1までの措置の内容と改善の方針
1	減価償却資産に関する費用処理の方法について	固定資産は取得年度に取得額相当額の圧縮引当金を負債計上し、減価償却は未実施である。又、貸借対照表上の固定資産簿価額が不適正である。	平成21年度から新たに取得した固定資産の減価償却を適正に実施します。	平成21年度から新たに取得した固定資産の減価償却を適正に実施します。
2	退職給与引当金の計上不足について	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引当金として計上する必要がある。	平成20年度については、退職給与引当金を一部、予算計上しました。	平成20年度決算において、退職給与引当金を一部計上しました。

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

番号	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
1	八尾市と清協公社との委託契約形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。また、平成20年度予算の委託料算定には退職給与引当金繰入金を含めています。委託料算定に減価償却額を含めることについては、清協公社及び市内部で引き続き検討し、改善できるよう努めてまいります。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。また、平成20年度予算の委託料算定には退職給与引当金繰入金を含めています。委託料算定に減価償却額を含めることについては、し尿収集業務のコスト全体の適正化の課題とともに清協公社及び市内部で引き続き検討し、改善できるよう努めてまいります。
2	清協公社の今後のあり方についてア)し尿収集業務のコストの適正化と継続的削減について	し尿収集等業務は業務量測定の結果をもって適正な委託料を算定し、当該金額までを計画的に削減していく必要がある。	平成13年度以降、欠員不補充を実施し、平成19年度末で27人の減員を図るとともに、現在3名の職員を八尾市に派遣しています。また、し尿汲取り業務直営化等検討委員会で清協公社の解散の具体的な課題を整理しており、市直営化の方針での問題解決に向け検討中です。	平成13年度以降、欠員不補充を実施し、平成20年度末で30人の減員を図るとともに、現在3名の職員を八尾市に派遣しています。また、し尿汲取り業務直営化等検討委員会で清協公社の解散の具体的な課題を整理しており、市直営化の方針での問題解決に向け検討中です。
3	清協公社の今後のあり方についてイ)し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃止しています。残りの防疫、放置自転車撤去業務等については、し尿汲取り業務直営化検討委員会で清協公社の解散に向けての検討の趣旨に沿い段階的廃止を検討してまいります。	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃止しています。残りの防疫、放置自転車撤去業務等については、し尿汲取り業務直営化検討委員会で清協公社の解散に向けての検討の趣旨に沿い段階的廃止を検討してまいります。

4	清協公社の今後のあり方について ウ)縮小スキームの早期確立について	清協公社を廃止に向け縮小していくため、早期退職優遇制度の創設、技能訓練・資格取得支援制度の創設、人件費抑制を目的としたワークシェアリングの採用等の縮小スキームを描く必要がある。	早期退職優遇制度については、平成19年2月に創設しました。引き続き、し尿汲取り業務直営化等検討委員会で清協公社の解散に向けての早期退職優遇制度の拡充措置として検討中です。	早期退職優遇制度については、平成19年2月に創設しました。引き続き、し尿汲取り業務直営化等検討委員会で清協公社の解散に向けての早期退職優遇制度の拡充措置として検討中です。
5	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	公益法人会計基準で求められている注記(重要な会計方針、基本財産、次期繰越収支差額、資産及び負債の増減額等)を記載する必要がある。	専門家の意見等を参考に検討を行って平成20年度中に改善できるよう努めてまいります。	会計処理システムを平成21年度より改定するため、21年度予算に遡及して記載できるよう努めているところです。
6	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	① 会計基準に準拠した収支計算書、正味財産増減計算書の作成が必要。また、清協公社の会計規程第60条の改訂が必要。②会計基準に準拠した貸借対照表「正味財産の部」の表示が必要。③会計基準に基づき基本財産勘定を別掲する必要がある。④営業権償却費の別掲が必要である。	専門家の意見等を参考に検討を行って平成20年度中に改善できるよう努めてまいります。	会計処理システムを平成21年度より改定するため、21年度予算に遡及して記載できるよう努めているところです。

【平成15年度】補助金の財務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(2)各補助金について

社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9 までの取り組み等の内容と改善の方針	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域福祉政策課	全般的意見：補助金支出に関する開示	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付されているが、協議会の事業報告書には当該事業のことが記載されていない。また、八尾市が協議会に対して補助していることについては「協議会への補助」としてまとめて予算書や決算書に記載されているが、その中に福祉団体への補助があることがどこにも現れていない。このように、協議会を通じることによって、このような助成事業を行っていること及び助成金の最終交付先が隠れてしまっている。正しい情報の開示の観点から、八尾市か協議会のどちらかで適切に開示することが必要である。	情報開示の観点から、福祉団体への助成事業及び最終交付先について、事業報告書等適切な方法で開示すべく、社会福祉協議会と協議を行っています。	正しい情報開示の観点から、平成21年度分より、福祉団体への助成事業及び最終交付先について、適切な方法で開示すべく、社会福祉協議会を含め検討を行っています。

高齢者労働能力活用事業費補助金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9 までの取り組み等の内容と改善の方針	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	平成20年度において大阪府の補助金が全廃されることが確定しました。また、公益法人制度の法律改正があり、府下の全シルバー人材センターが、今後も補助金の交付対象たりうる法人として存続していけるよう組織改変し、H21年度に一斉に確定させる方向にある中でもあり、この動向を見定めた段階で、補助金交付要綱の不備について整理を行ってまいります。	当初は、平成21年度に組織改変をする中で、合わせて補助金要綱の整理を行なう予定でしたが、今後、(社)八尾市シルバー人材センターの上部機関である(社)全国シルバー人材センター事業協会や(社)大阪府シルバー人材センター協議会を中心に調査・研究が行なわれ、平成23年度を目標に、新制度の公益社団法人への移行が行われます。改めてこの動向を見定め、補助金要綱の不備について整備を行なってまいります。

八尾防犯協議会防犯灯補助金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9 までの取り組み等の内容と改善の方針	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	自治推進課	防犯灯設置計画の未策定	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されていない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行われ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を計画的に行うことが求められる。	市内の防犯灯整備状況については、各町会からの報告により把握し、データベース化しています。 今後は町会や専門家の意見等も聴取し、整備方針について引き続き検討してまいります。	市としての年次計画を策定し、その中で防犯灯についても、地元による調査や犯罪発生多発箇所などを中心に、警察や専門家の意見等も聴取しながら、設置を進めていくことができるよう、検討してまいります。

4		防犯灯補助金の補助割合の妥当性	現在、補助金額は要綱第3条により、規定されている。平成14年度より、照度の高い(36W以上)防犯灯設置に対しては高い補助割合となっている。実態としては、ポールを新設し防犯灯を設置する場合の設置経費は60~70千円であるのに対し、既設電信柱に防犯灯を設置する場合の設置経費は30千円程度であり金額の幅が広がっている。しかし、ポールから設置する場合とそうでない場合との設置経費に開きがあるのに、補助金額のランク分けがされていない。どの場合でも補助割合が同一となるように、補助金額計算根拠を設置経費に対する割合から算出するようにすることが望ましい。	防犯灯の補助割合について、今後も市民ニーズや設置に要する経費など様々な角度から引き続き検討を進めてまいります。 また、町会で防犯灯新設・取替にかかる1本あたりの平均金額を算出し、どの場合でも補助割合が同一となるように、補助金額の見直し等を含め検討を続けてまいります。	平成21年度よりポールの新設・取替に係る経費について40千円を上限に補助金を交付し、ご指摘のポール設置時の補助率の不公平解消に努めております。 防犯灯の補助割合については、今後も市民ニーズや設置に要する経費などを参考に様々な角度から引き続き検討を進めてまいります。
---	--	-----------------	---	--	---

【平成16年度】八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について
 (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

5. 下水道利用(水洗化向上)の促進

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	水洗化促進策の提案	<p>⑤ し尿処理手数料の見直し</p> <p>八尾市のし尿処理(収集、運搬及び処分)手数料は一般家庭(4人)で年額14.4千円である。これに対し下水道使用料は月20㎡で年額21千円であり、くみ取便所の方が下水道使用料よりも安いのが現状である。区域別の資料はないが、市域全体の平成14年度のし尿収集・運搬費用の1件当たり平均金額は約52千円となっている。下水道整備区域では供用開始後年月が経過するにつれ、し尿収集戸数が減少し区域に点在することとなるため、収集の効率性が低下し、し尿収集・運搬費用は市域平均よりも高いと推測できる。下水道事業は、汚水は私費負担を原則として実施している。し尿も汚水であるため私費負担が原則と考えられるが、現状ではし尿処理費用をすべて処理手数料に転化すると料金が高額になるため政策的配慮から料金が決定されているものと思われる。しかし、下水道整備区域においては、下水道利用者との公平性の観点も考慮にいれて、し尿処理手数料を設定すべきものとする。その方法として、し尿処理費用を下水道整備区域と未整備区域の費用に区分して把握したうえで、下水道整備区域のし尿処理費用を賄えるようにし尿処理手数料を設定することが望ましい。なお、算定したし尿処理費用額すべてを料金に転化すると料金が高くなるのであれば、少なくとも下水道使用料金と同額程度に設定することが適当であると思われる。なお、経済的事情により水洗化便所に改造できない者については別途手当てを講じることが必要である。</p> <p>市民間の公平性に加え、環境面及び市への財政的影響面も考慮して、上記したし尿処理手数料の料金設定の検討が望まれる。</p>	<p>し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまいります。</p>	<p>し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまいります。</p>

7. 流域下水道等負担金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の 内容と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の 内容と改善の方針
2	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (寝屋川南部流域下水道)	<p>維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分されるが、このうち汚水処理費の負担基準を面積としているのは合理的ではなく、汚水流入量(各市の流入量は不明であるため実質的には各市の上水道の有収水量)により按分する方がより合理的な方法と考える。なお、負担基準の見直しに当たっては、次の事項にも留意が必要である。</p> <p>1) 汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかりではなく、固定的に発生する費用もある。</p> <p>2) 新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進められているが、当該処理場内の水処理設備は下水流入量の増加見込みに応じて順次増設していくため、当面の間は処理場の一部は未利用状態となる。この未利用部分に係る維持管理費は下水道整備が遅れている市も負担すべきものと思われる。</p> <p>数年後に稼働を予定している竜華水環境保全センターは下水の高度処理を予定している。また、川俣処理場においても、水処理施設改築時には高度処理に移行される予定である。高度処理は現在の水処理方法よりも維持管理費用が増加すると予想される。</p> <p>市は現状及び今後の状況を的確に認識し、合理的な負担基準を十分に検討したうえで、流域下水道関係市と協議を行う必要があると考える。</p>	<p>平成20年度から、流域下水道一元化に伴い、さまざまな課題等の協議等を行う協議会等が設置されております。</p> <p>設置初年度であり、今回の一元化に伴う課題や効果の検証といった、大阪府と関係市町村との間での議論・協議が中心となっているところでありますが、負担基準等、関係市町村間の具体的な課題等についても、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、それを踏まえ、大阪市とも、協議を行ってまいりたいと考えております。</p>	<p>平成20年度から、流域下水道一元化に伴い、さまざまな課題等の協議等を行う協議会等が設置されております。</p> <p>一元化後、初めての決算認定がされる年度であり、大阪府と関係市との間で、決算数値をもとに一元化による課題や効果の検証に取り組んでいるところであります。負担基準及び負担率については、関係市間で負担金に間する協定書を締結しており、その中に一元化の課題や効果の検証が明確にされた後、平成25年度以降に再度協議を行う旨、明記されております。</p> <p>またその協議を踏まえ、大阪市との下水共同処理協定の方も、協議を行っていきたいと考えています。</p>
3	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (大阪市公共下水道)	<p>大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用は供用開始面積を基準としている。</p> <p>処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できるが、このうち汚水処理費については、面積を基準とすることは合理的な方法とはいえず、流入量を基準に加えることが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれる。</p>		

【平成17年度】「公の施設」の管理運営について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

6. 現地調査対象施設特有の事項

(1) 八尾市立衛生処理場

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	①施設の稼働状況	<p>市の下水道の普及や市の人口及び世帯数の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量も減少している。処理工程で示した処理場の設備のうち、第一次処理、第二次処理及び高度処理の一部(砂ろ過塔)はそれぞれ同一の施設が2つ設置されており、年間処理能力 10 万トン程度となる。</p> <p>搬入量の減少傾向から年間の処理能力には余剰があるように推察されるが、1 日あたりの処理量は設備能力 275kl まで稼働している日もあった。</p> <p>ただし、今後ますます下水道の普及が進むなど、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少することが想定されるため、余剰設備をいかに有効活用するかを検討することが望まれる。例えば、他市町村において現有設備では賅いきれない部分を八尾市で請け負う等の対応を行うなどにより、設備の有効利用を促進するなどである。</p> <p>なお、大阪府は「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」を設置し、将来にわたるし尿や浄化槽汚泥の安定的で効率的な処理体制の確保へ向け、20年先を見据えつつ、今後10年間の処理体制整備のあり方を探るため、専門の見地からの意見交換を行っているため、市はこれらの意見も積極的に活用すべきである。</p>	<p>搬入量及び処理量の減少による施設の運転管理について検討を重ねた結果、平成20年度において、放流水の基準をクリアしながら一部プラント(遠心濃縮機)を経由せず処理するための改造に着手し、21年1月末に工事の完成、その後の運転管理を行います。これにより、毎年発生する遠心濃縮機の修繕料、365日間、24時間稼働している電気代の削減が図られることとなります。また、今後の処理量の減少の度合いにより、一次処理系等の2系統処理分の1系統処理化等を進め、さらなるランニングコストの軽減を図っていく予定です。</p>	<p>搬入量及び処理量の減少による施設の運転管理について検討を重ねた結果、平成20年度において、放流水の基準をクリアしながら一部プラント(遠心濃縮機)を経由せず処理するための改造に着手し、21年1月末に工事が完成し、その後の運転管理を行っています。これにより、毎年発生する遠心濃縮機の修繕料、365日間、24時間稼働している電気代の削減が図られることとなります。また、今後の処理量の減少の度合いや関係機関との協議により、一次処理系統の2系統処理分の1系統処理化等を進め、さらなるランニングコストの軽減を図っていく予定です。</p>
2	環境施設課	⑤衛生処理に関する受益者負担率	<p>衛生処理場の搬入業者のうち、し尿については、市の外郭団体である(財)八尾市清協公社が搬入している。同公社に対しては、市は、し尿収集運搬及び手数料の集金事務を委託している。なお、同公社から徴収すべき衛生処理場の使用料は市との契約により無料となっている。衛生処理に係るコストに関する受益者負担のあり方を考える上で、負担率が下落傾向にある現状について、委託料の積算内容の精査やし尿取扱手数料等の設定水準の検討等様々な角度からの分析が必要である。</p> <p>さらに、衛生処理施設の管理運営にかかるコストは施設の減価償却費及び支払利息を含め 456 百万円となっているが、これに上記委託料 772 百万円を加えた総額 1,228 百万円を衛生処理に係るコストととらえ、し尿等取扱手数料 181 百万円の妥当性を検討する必要がある。施設の維持管理をするにあたっては、搬入量に関わらず一定の経費は発生するが、受益者と市との負担関係のあり方を検討し、適正な手数料水準を探っていくべきである。</p>	<p>し尿の使用料(搬入料)は当初から無料であり、浄化槽汚泥についても、平成18年度より廃止いたしました。施設の維持管理については、受益者負担率だけでなく、業者委託等の経費も含め、費用対効果を踏まえて、今後も適正な水準の確保に向け、引き続き改善を図ってまいります。なお、し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、引き続き慎重に検討してまいります。</p>	<p>し尿の使用料(搬入料)は当初から無料であり、浄化槽汚泥についても、平成18年度より廃止いたしました。施設の維持管理については、受益者負担率だけでなく、業者委託等の経費も含め、費用対効果を踏まえて、今後も適正な水準の確保に向け、引き続き改善を図ってまいります。なお、し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、引き続き慎重に検討してまいります。</p>

【平成18年度】八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

4. 「安全で親切的な医療」に向けた取り組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	企画運営課	(2) 医療倫理面での取り組み	② 診療情報開示判定委員会について イ) 課題－開示手順の公開 開示手順は、八尾市の個人情報保護条例に準じているとのことであるが、一般市民から見て分かりづらいつ感じられた。患者利便性を考えるならば、診療情報開示手順について、ホームページや院内パンフレット等での説明を充実させることが望ましいと考えられる。	市のホームページには、市立病院の診療情報の開示を請求する場合は連絡をいただくよう記載しております。さらに、病院のホームページへの掲載についても、引き続き検討しております。	開示手順を公開する手段は診療情報開示を必要とする市民の全市民に対する割合や必要ときに随時閲覧できる事を考慮するとホームページ掲載が最適です。市のホームページには、市立病院の診療情報の開示を請求する場合は連絡をいただくよう記載しております。病院のホームページについても、年内をめどに標準的な診療情報開示手続きの説明を掲載します。

5. 中長期計画について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針
2	企画運営課	(2) 計画内容に関する検証	④ 計画値の検証－職員給与費 職員給与費についての課題は、以下の二点が挙げられる。 第一に、病院における職員数や職員給与費の計画は、患者数・医業収益等の業務量に応じて弾力的に運用される必要があるという点である。自治体病院は、地方公営企業であるため、予算・定数といった制約を受ける点は止むを得ないが、制度環境や地域医療需給などの外部環境変化に対する迅速な対応は不可欠である。例えば、2年に一度改定される診療報酬制度は、配置職員数と診療報酬点数を連動させる場合がある。また、地域医療需要減退によって患者数の減少した診療科があれば、定数にこだわらない柔軟な運用が求められるであろう。 課題の第二番目は、職員給与費は委託費とのバランスで見えていく必要があるという点である。八尾市立病院においては、PFI事業にて広範囲の業務委託を活用しており、内部の職員給与費としては計上されないが、外部委託業者への委託費として、少なからぬ人的コストが計上されている。	平成20年度においては、必要な医療スタッフの確保に努めながら、ICU加算、7:1看護基準を取得したところではありますが、引き続き必要な医師の確保に取り組むと共に、経営健全化計画推進会議において、引き続き診療報酬制度に対応した職員配置について分析・検討してまいります。	八尾市立病院改革プランにおいて、医師の充足、労働環境の改善等により患者数の増加を図ると共に、これに対応した職員数、給与費を見込んだ収支計画を策定し、医業収益に対する職員給与費の比率の目標を設定したところがあります。 また、平成21年度のPFI事業の検証の中で、業務委託の水準についても検証を行うこととしました。
3	企画運営課	(2) 計画内容に関する検証	⑤ 計画値の検証－経費 「経費」を分析する際にポイントとなるのは、以下の四点である。 第一は、「経費」という幅広い項目が存在するが、最も注目すべきなのは八尾医療PFI株式会社に対する委託費である。同項目は、経費のうち約8割を占める一方、内容が広範囲に渡り、他の経費項目に比べて判断しづらい。また、計画値も八尾医療PFI株式会社から提出された数字であり、八尾市立病院策定のものではないという要因もある。	改革プラン策定において、PFI事業における業務要求水準、及びサービス対価の見直しを検討してまいります。また、院内の医療機器の更新等については、院内の医療機器整備委員会とも連携し、引き続き更新計画を検	八尾市立病院改革プランにおいて、PFI事業の事業効果の検証を行うこととしており、これに基づき、今年度に、PFI事業の検証のための実態調査・分析業務を外部委託により実施することとし、検証業務を進めていま

		<p>ポイントの第二は、この委託費は変動費的な要素が大きいという点である。委託費の中には、清掃委託や警備業務など固定費的な項目もあるが、検査委託・滅菌委託など業務量に応じて変化するものも多い。現在の計画値は、上記②で見た患者数(平成 22 年度には病床稼働率 95%)を前提に計画されたものであるが、これらの想定業務量が上下すれば、委託料も上下する性質を持っている。また、その価格の適正性については、「自治体が自ら行うよりも効率的」であるか否かという点が重要な観点となる。従って、委託費については、計画対比での予算超過・予算枠内を議論するのではなく、VFM・財務分析等に基づいた、検証・対策が必要となってくる。</p> <p>ポイントの第三は、PFI向け委託費は内訳についての分析が必要という点である。例えば、現在の計画では、平成 22 年度にPFI向け委託費が急減する見込みとなっている(前年度対比 187 百万円、12.1%の減少)。その理由として、医療機器の入れ替えに伴い保守点検費用がかからない年度にあたるため、とのことであったが、「PFI事業者の立案した計画であり、企業秘密に属する」という理由で詳細確認はできなかった。外部向け公表の可否は別として、市職員側で計画内容を検証し、随時見直しを促すことが必要と考えられる。</p> <p>ポイントの第四は、委託費については、財務バランス上の適正水準に収まっているか否かという視点も重要なことである。委託範囲を増やすことによって、人件費が削減されているのであれば財務バランス上は問題無いとも言える。平成 15 年度から 17 年度にかけて、委託費は 908 百万円増加しており、要因としては、病院移転前後で建物面積が 2.2 倍になったことや、電子カルテシステム導入に伴う保守委託料の増加、PFI事業に伴う委託業務範囲の拡大など様々な理由が推察される(委託費の内訳については、PFI事業者の企業秘密であるとして開示が得られなかった)。他方で、この間、事務員・労務員の人的コストは、113 百万円の減少にとどまっているため、両者を併せた費用額は 795 百万円の増加となっている。重要なのは、中長期計画における委託費の適正水準化であり、ここでは、以下の点を指摘しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 本来的には、増加した委託費を回収するべく、収益拡大を図ることが期待される。このため、収益計画は“努力目標”に留まらない、実現可能性や達成施策を伴ったものであることが望ましい。収益計画が“努力目標”であるならば、委託費等の削減についても“努力目標”を設定しておく必要があるが、それでは計画と現実の乖離が大きくなる懸念がある。 ii) 委託費の適正水準化に際しては、医事・給食・検査など個々の委託業務毎の分析とコスト低減策の検討が望ましい。 iii) その際、該当する委託項目について、委託費だけを見るのではなく、委託に伴って削減可能な人件費、材料費などの総額が、そこから得られる収益や便益に見合った水準となっているか、という視点が必要である。すなわち、項目毎の原価計算実施が望ましい。 	<p>証してまいります。</p>	<p>す。</p>
--	--	--	------------------	-----------

【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H21.1.9までの措置の内容と改善の方針	H21.7.1までの措置の内容と改善の方針
1	人事課	(3)人事評価	<p>八尾市職員の人事評価に関する規則では、正式に任用されている職員について、人事評価表を用いた定期評価を行うこととなっている。しかし、現在、人事評価表を用いた人事評価制度が導入されているのは、一般職に属する管理職(課長補佐職以上。部長級職員除く)のみで、それ以外の職員について、人事評価表を用いた定期評価がなされていなかった。</p> <p>平成20年1月からは、主査・主任昇格対象者について人事評価表を用いた人事評価を導入する予定とのことであるが、今後は対象者を拡大し、同規定のとおり、正式に任用されている職員全員とすべきである。</p>	<p>係長対象者及び課長補佐昇格対象者については、20年度より内申書の様式を人事評価制度における能力評価を基準としたものへと変更し、今後の制度導入を目指して段階的に取り組んでいます。</p>	<p>人事評価における能力評価を一般職に拡大するため今年度中に関係機関との調整を進めるために準備を進めています。</p>

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 職員数

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1)定数管理	<p>定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。</p> <p>定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。</p> <p>しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。</p> <p>定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。</p>	<p>定数外職員については、業務上の必要性を十分に精査しながら活用しているところであり、特に臨時的任用職員については、一時的な業務増に対応するため配置しているため、入れ替わりの激しい臨時的職員も含めた定数外職員の総数管理については難しいと考えます。しかしながら、現在、実態的な職員の配置数の目標数値が明確に定まっておらないことから、定数条例とは別に、定数外職員も含めた職員の配置数の目標(配置定数)について、目標となるべき指標のあり方も含めて、目標を定める手法を引き続き検討してまいります。</p>	<p>定数外の職員も含めた職員配置目標については、「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」を踏まえ、目標となるべき指標のあり方も含めて、目標を定める手法を引き続き検討してまいります。</p>
2	人事課 行政改革課	(2)職員配置	<p>(市長部局)</p> <p>現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。</p> <p>過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場</p>	<p>一時的な業務増には、職員ではなく臨時的任用職員での対応を行っています。</p> <p>平成20年度に、庶務業務の</p>	<p>各課の業務状況や内容に応じて、臨時的任用職員や人材派遣などを使い分けています。現在、平成20年度に策定した、「公民協</p>

		<p>合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。</p> <p>しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。</p> <p>また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討すべきである。</p> <p>事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発揮が望まれる。</p> <p>さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。</p> <p>一方、制度改正が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>	<p>アウトソーシングや一元化の可能性の検討と合わせて行政関与の基準の見直しを行い、「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化指針等の策定を行い、この中で、行政の直接実施が必要な公共サービス、民営化が可能となる公共サービス、民間活力の活用が可能となる公共サービス、市民・地域との協働・連携が可能となる公共サービス、などに分類し、この分類を基準に今後の職員配置のあり方を検討してまいります。</p> <p>また、担当制については、そのメリット等を活かすことができるよう適切な運用について、今後さらに周知を図ってまいります。</p>	<p>働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化についてに基づき、平成22年度に向けて、提案型公共サービス実施制度を活用したアウトソーシングのモデル事業を検討しており、公民協働による事務事業の実施により、今後の職員配置のあり方を引き続き検討してまいります。</p>
3	総務人事課	<p>(教育委員会事務局)</p> <p>教育職の人件費は八尾市で採用される幼稚園教諭(講師含む)及び大阪府教育委員会から配置転換される教育職が対象となっている。大阪府教育委員会から配置転換される教育職の大半が「指導主事」と呼ばれる資格を持つものである。</p> <p>指導主事は、都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる専門的職員であり八尾市の教育現場を充実させる観点から効果的になされる必要がある。</p> <p>現状、八尾市と同等の団体と比較すると若干人員は多い傾向にあるとのことであるが、八尾市の実情を踏まえて適正な人員水準を意識しながら、指導主事の役割を一層明確にし、毎年の職員配置は慎重に検討すべきである。</p>	<p>指導主事の配置については本市の実情を勘案し、適正に配置してきたところですが、しかしながら、本市と比較して若干少ない指導主事配置の自治体があることから、八尾市立学校園規模における教育課程、学習指導その他学校園教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する専門的職員として、指導主事の職務内容を精査し、適正な人員水準を検討してきました。</p> <p>平成20年度は機構改革に伴い、指導主事の効率的配置に努めたことから、前年度比4名減となっています。今後とも指導主事の職務内容について精査し、より効率的配置を実施するなかで、とりわけ社会教育分野に配置している指導主事は段階的に引き上げ、学校教育分野において専</p>	<p>これまで、指導主事の職務内容について精査し、効率的配置に向けた取り組みが求められており、段階的に指導主事の人数を減じてきたところです。</p> <p>平成21年度において指導主事的人数は前年度比3名減となっています。その内訳は、指導主事の法的な職務内容を勘案し、特に学校園に対する専門的事項を強化するために、学校教育関係部署で2名増とし、生涯学習関係部署で5名減としました。</p> <p>今後も引き続き、指導主事の効果的・効率的配置を鑑み、行政サービスを低下することなく、適正な人員水準を確保してまいります。</p>

				門性を活かしてまいります。	
4	消防総務課		<p>(消防本部)</p> <p>若年の消防吏員は原則として消防署に配属されるため、本部において事務処理を行うのは、主任以上の役職者であるため消防本部の業務に精通しているメリットはあるが、事務のスペシャリストではなく、事務処理の効率化という面ではやや劣ることが懸念される。また、事務職員の人件費も高くならざるを得ない。</p> <p>消防本部では、現在、職員は全て消防本部で採用され、災害現場に行くことを前提とした消防吏員である。消防吏員が不足しているため、消防署に配属される消防吏員の数が限定される。より多くの消防吏員を消防署に配属するためには、消防吏員でない事務担当の一般職員を置かず、市長部局の行政職員を配置することも検討すべきではないかと考える。</p> <p>また、書類の作成や提出等の事務処理面において、IT化の余地があると考えられる部分がある。</p> <p>本署、各出張所で作成される勤務表、救急出場報告は手書きである。消防出場報告などの書類はパソコンで作成するが、給与システムとはリンクしていない。したがって、データを給与システムに再度入力する必要がある。勤務表などの各出張所で作成された書類は翌日に本署へ提出することになっているが、その際は出張所から本署まで持参しなければならない。IT化を進めることにより、事務処理全体を効率化し、職員数の不足を補うことも検討すべきである。</p>	<p>消防本部における職員配置については、消防活動業務の特殊性と組織の管理及び運営などを勘案しますと、災害対応や公権力が付与されている消防吏員を優先的に配置することが好ましい姿であることから、当分の間、災害活動要員である消防吏員を採用していく方針であります。しかしながら、事務を改善し効率化を一層高めていくためには、今後、市長部局との人事交流も一つの方策と考えております。</p> <p>また、事務処理の効率化については、災害出場報告等個人情報に記載されているものは、情報漏えい防止の観点から慎重に対応する必要がありますが、他の文書については、公開羅針盤の電子メールでの送受信を有効活用するなど、簡素化・省力化を図ってまいります。</p> <p>なお、パソコンの適正配置について、今後も関係部局と協議の上、継続的に実施し、災害出場データ等の給与システムへのリンクを含めたIT化の推進に努めてまいります。</p>	<p>消防本部における職員配置については、消防活動業務の特殊性と組織の管理及び運営などを勘案しますと、災害対応や公権力が付与されている消防吏員を優先的に配置することが好ましい姿であることから、当分の間、災害活動要員である消防吏員を採用していく方針であります。</p> <p>また、事務改善のため、市長部局との人事交流も一つの方策と考えながら、個人情報保護のうえで支障のない文書について公開羅針盤の電子メールでの送受信を有効活用するなど、簡素化・省力化を積極的に図り、事務の効率向上を実現しております。</p> <p>なお、パソコンの適正配置については、関係部局と継続的に協議を重ねているところであり、今後もIT化の推進に努めてまいります。</p>

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針
5	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表</p> <p>八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはでき</p>

				<p>較することはできないと考えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準について、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、適正な給与水準について検討してまいります。なお、平成21年4月1日から、初任給の号給を8号給引き下げます。</p>	<p>ないと考えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準について、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、適正な給与水準について検討してまいります。なお、平成21年4月1日から、初任給の号給を8号給引き下げたところです。</p>
--	--	--	--	---	---

3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針
6	人事課	(1) 期末手当・勤勉手当	<p>ア) 勤勉手当の支給額の算定方法 勤勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給率に連させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。</p>	<p>人事評価制度の段階的な拡大に取り組んでおり、評価結果の勤勉手当への反映についても併せて検討してまいります。</p>	<p>人事評価制度の段階的な拡大に取り組んでおり、評価結果の勤勉手当への反映について、引き続き検討してまいります。</p>
7	職員課		<p>イ) 役職段階別加算 期末手当及び勤勉手当について役職段階別加算率が加味されるが、役職による場合だけでなく、高卒採用在職27年以上または在職20年以上かつ年齢45歳以上の者については100分の10、高卒採用在職13年以上または在職7年以上かつ年齢31歳以上の者については100分の5の加算がされ、年功序列的な支給がなされている。役職段階別加算は、役職の職責に応じて支給するのが本来の制度の趣旨である。役職に応じた加算体系とすることを検討すべきである。</p>	<p>役職段階別加算制度は、多少の差異はあるものの、府下でも22市が行っており、本市も過去からの労使協議により、導入してきたものであります。わたり制度が廃止されたことに伴い、府下各市の状況を踏まえ、今後役職に応じた加算となる制度を検討してまいります。</p>	<p>役職段階別加算制度は、多少の差異はあるものの、府下でも22市が行っており、本市も過去からの労使協議により、導入してきたものであります。わたり制度が廃止されたことに伴い、府下各市の状況を踏まえ、今後役職に応じた加算となる制度を引き続き検討してまいります。</p>
8	人事課 行政改革課	(4) 超過勤務手当	<p>(市長部局等) 平成18年度の所属別超過勤務時間(年間平均)が多い所属について、各所属内で超過勤務時間にばらつきが生じている理由及び特定の職員の超過勤務時間が他の職員と比較して著しく多い理由等を聴取した。 その結果、前者については所属内における担当業務の内容により超過勤務に差が生じていること、後者については部総務担当としての業務にも従事している等、部内の間接部門としての役割も担っていることが判明した。 また、超過勤務時間の多い職員の上位30名をリストアップし、それらを所属別に集計し、平均超過勤務時間を算定した結果は以下のとおりであり、所属ごとに算出した一人当たり超過勤務時間と上位者のそれを比較すると大きく乖離しており、特定の職員に超過勤務の傾向があると考えられる。 「担当制」を導入して所属内の業務の効率化を図っているが、各所属の業務の性質上、特定の職員に業務が偏ってしまうことはやむを得ないとする。しかし、それ</p>	<p>部総務業務等、庶務業務の一元化及びアウトソーシングの一部試行については現在関係所属において、実施手法につき引き続き検討を行っております。</p>	<p>昨年度に引き続き、部総務業務等、庶務業務の一元化及びアウトソーシングに関して、試行的に市長直轄組織において人材派遣職員を活用しており、実施手法につき引き続き検討を行っております。</p>

		<p>を理由に特定の職員に超過勤務時間が多いことを正当化すべきではない。業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討することとあわせて、超過勤務となる原因を分析し、その際、定型的な業務を整理し、マニュアル化するなど、定型的な業務の効率化が図れるよう検討すべきである。</p> <p>また、部内の総務担当を兼務している職員については、総務担当としての業務内容の現状分析を行い、各部の共通する業務については一元化できる余地がないかどうかを検討するなど、可能な限り業務が重複しないよう工夫すべきである。</p>		
9	総務人事課	<p>(教育委員会事務局)</p> <p>1)校務員の超過勤務</p> <p>校務員が手書きの「超過勤務命令個人カード」に勤務命令時間を記入し、所属長の事前承認を得ることとなっている。校務員の就業時間は各学校等によって定められている。校務員が行なう業務は学校環境の安全を確保するための校舎内の修繕や清掃等、学校の状況に応じた臨機の対応が求められることから、休憩時間のとり方については、作業スケジュールによってばらつきがあり、短時間の残業の場合は休憩時間を取らない場合もある。また、超過勤務に関しては所属長である校長が承認することから、教育委員会総務人事課では休憩時間の有無に関し特段の聴取はしていない。</p> <p>しかし、承認された超過勤務時間は手当の算定基礎となるため、明らかに他の学校等と比較して超過勤務が多い場合、正式な運用ルールに従って超過勤務時間が申請されているかどうかを検討すべく、当該校務員の作業状況について教育委員会総務人事課による状況聴取等を行なうべきであると考え。</p> <p>なお、校務員は技能労務職であり、採用は凍結する方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり方については検討が必要である。校務員が行なう業務は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行うべきと考え。</p>	<p>平成20年8月以降、超過勤務時間数の多い校務員の超過勤務の内容と勤務状況について所属長より聴取し、かつ、超過勤務時間の縮減と、より一層の勤務時間の管理を求めました。</p> <p>また、併せて校務員が行っている業務の外部委託や、非常勤職員等の活用について他市の状況を調査し、検討しております。</p> <p>今後も引き続き超過勤務時間数の適正管理と校務員業務の分析を行い、業務の外部委託や短時間勤務化を検討してまいりたいと考えております。</p>	<p>左記により、校務員の超過勤務時間数の多い学校長からヒアリングを行いました。</p> <p>学校によって、環境整備の課題、修繕の量に差があり、その対応として超過勤務が増となっていますが、校務員が行うことで修繕の外部発注は減少しています。</p> <p>今年度においても、不要不急の超過勤務は命じないよう縮減を要請するとともに業務改善を学校長に求めてまいります。</p> <p>また、併せて校務員が行っている業務の外部委託や非常勤職員等の活用について引き続き検討してまいります。</p>
10	総務人事課 生涯学習スポーツ課	<p>(教育委員会事務局)</p> <p>2)生涯学習スポーツ課職員の超過勤務</p> <p>生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学級を運営されていること、民間スポーツ団体との会議が時間外に開催されるケースが多いこと及び施設の閉館が休日・時間外に設定されていることが挙げられる。</p> <p>他部署との業務内容と比較すると相当程度相違することから、定時内での勤務形態では超過勤務時間は恒常的に多くなってしまふ。フレックス制の導入等、勤務実態に合った就労のあり方を検討すべきである。</p>	<p>本年度の勤務状況を検討したところ、時間外の会議や休日の行事以外の条例改正業務や指定管理者の選定業務で超過勤務が増加しております。</p> <p>今後勤務実態の分析を進める中で、勤務時間の弾力的な割り振りについて検討してまいります。</p>	<p>平成20年度は、学校開放に関する新規事務や指定管理者の選定業務などが日常業務に加わり、例年より超過勤務が増加しました(一人平均495時間/年)。</p> <p>本年度は、これらの業務が一定軌道に乗る予定であることや事務改善の実施、臨時的任用職員の配置などにより、昨年度より超過勤務は減少する見込みです。</p> <p>時間外の会議や施設対応としての勤務時間の弾力的割り振りについては、課題等をさらに検討してまいります。</p>

4. 勤務の状況

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針
11	人事課	(1) 休職	イ) 休職期間 休職期間は最長3年と定められている。八尾市の実際の運用としては、2年間休職している職員については、最終的に分限免職にならないように退職勧告している。ただし、一時的に病状が回復し復職すれば、休職期間がリセットされるため、再び休職したら3年間休職することが可能となる。 平成14年度以降の休職者リストを閲覧した結果、休職を何度も繰り返している悪質な事例は見受けられなかったが、うつ病等の精神的な病気については、復職、休職を繰り返している事例があった。今後、同一の病状で休職を繰り返す場合は、分限委員会で休職処分について慎重に審議する必要がある。	同一病名での繰り返しの原因となっている精神疾患による長期休職職員に対しては、復職支援のプログラムを検討している段階であり、休職を繰り返す病状の背景を主治医や関係機関との連携も含めて考察し、復職を段階的に認めていく仕組みづくりを検討しています。そのプログラムが機能するようになれば、休職の繰り返しについての疑義は解消され则认为ます。	平成21年4月に「八尾市職員心の健康づくり計画」が策定され、その中に「職場復帰支援制度」を位置付けるとともに、今年度より産業医に精神科医を配置し、より幅広い専門的な見地からの意見聴取が可能となりました。
12		(2) 勤怠管理	①カードによる時間管理 本庁においては磁気カードによる出退勤管理をおこなっているが、超過勤務を行わなかった場合には、退館時には磁気カードを通さないルールになっている。しかし、超過勤務手当の対象でない管理職の勤務状況を把握し、超過勤務を行っていないとする日についても勤務実態についての貴重なデータを把握するためにも、退館時も常に磁気カードを通して退館時間の把握を行うべきである。	退庁時のカード通過の実施について、現在検討しています。	退庁時のカード通過の実施について、引き続き関係機関と調整してまいります。

6. 環境部

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.1.9までの取り組み等の内容 と改善の方針	H21.7.1までの取り組み等の内容 と改善の方針
13	環境事業課	(2) ごみ収集にかかる職員数	①アルバイト職員の増加 八尾市では技能労務職員の新規採用を平成18年度から平成22年度まで凍結し、退職者の減員分については、アルバイトや定年退職者の再任用等により賄う方針である。八尾市はごみ収集作業のアルバイトを時給1,118円で常時募集している一方、八尾市清掃職員の平均給与月額395,083円(時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く)の時間当たりの金額は2,245円となり(1ヶ月の平均出勤日数22日、1日8時間勤務で換算)、アルバイト時給と比較すると2倍となっている。 なお、職員には期末・勤勉手当が支給されており、これらについては超過勤務手当の算定には関係しないが、職員一人当たりの平均支給年額1,736,500円を時間当たりで換算すると822円となる。 このため、職員を減らし、アルバイトを増やすことによって、大幅にごみ収集にかかる人件費を削減することができる。 八尾市のごみ収集は1台の収集車に技能員(運転手)を含め、3人体制でごみ収集を行っている。八尾市は戸別収集であり、一軒一軒ごみを収集していくため、収集経路等を把握するにはそれなりの経験が必要と考えられる。よって、1台に3人の正職員が乗車する現状を改め、少なくともその内1人はアルバイトに替え、人件費削減に取り組むべきである。 なお、平成18年度のアルバイトの人数は10数名であり、出勤簿を閲覧した結果、	①アルバイト職員の増加 ごみ収集作業に当たるアルバイト職員の募集を常時行っており、またハローワークなどを活用して広く募集を行っていますが、アルバイト職員の確保は非常に困難な状況となっております。技能労務職の新規採用を平成22年度まで凍結するという方針の中、平成20年2月に雇用期間を3年間と限定したごみ収集嘱託員の採用試験を実施し、13名を採用しました。当該嘱託員の時給はアルバイト職員と同額の1,118円となっております(他に6月と12月に割増支給あり)。このように現在、正職員、嘱託員、アルバイト職員という	①アルバイト職員の増加 ごみ収集作業に当たるアルバイト職員の募集を常時行っており、またハローワークなどを活用して広く募集を行っていますが、アルバイト職員の確保は非常に困難な状況となっております。技能労務職の新規採用を平成22年度まで凍結するという方針の中、平成20年2月に雇用期間を3年間と限定したごみ収集嘱託員の採用試験を実施し、13名を採用した以降、平成21年4月に5名、7月に4名の採用をしました。当該嘱託員の時給はアルバイト職員と同額となっております(他に6月と12月に割増支給あり)。 このように現在、正職員、嘱託

			<p>祝日を除く平日は、ほぼ休まず出勤していた。一方、正職員は休暇を全て消化する傾向にある。また、平日の祝日については、超過勤務手当が発生する正職員が出勤している。祝日については、正職員を休ませ、人件費を抑制する方が必要と考えられる。</p>	<p>三つの職種の職員構成によりごみ収集業務を行っており、全車両ではないが、3人乗車のうち作業員1人については非正規職員としております。作業員2人を非正規職員とする体制は不安全行動を増長するとの考え方から、前述のように人件費抑制に取り組む安全管理を優先した体制で業務を行っております。</p> <p>祝日の勤務においても、同様の考え方に基づき当該体制により業務を行っております。</p> <p>現在、3人乗車のうち、2人の正職員と1人の非正規職員の体制に徐々に移行しております。</p>	<p>員、アルバイト職員という三つの職種の職員構成によりごみ収集業務を行っており、全車両ではないが、3人乗車のうち作業員1人については非正規職員としております。作業員2人を非正規職員とする体制は不安全行動を増長するとの考え方から、前述のように人件費抑制に取り組む安全管理を優先した体制で業務を行っております。</p> <p>祝日の勤務においても、同様の考え方に基づき当該体制により業務を行っております。</p> <p>現在、3人乗車のうち、2人の正職員と1人の非正規職員の体制に徐々に移行しております。</p>
14			<p>②ステーション制 八尾市のごみ収集は戸別収集であり、ステーション化を進めることにより、ごみ収集に要する時間を短縮することができる。また、技能員も収集作業を行うことにより、現状の収集車1台3人体制を2人体制にすることも可能と考えられる。地域コミュニティの活性化の観点から、八尾市においても取り組む必要があると考える。</p>	<p>排出場所の問題や近隣関係から戸別収集を希望されるケースもあり、また、現在ステーション制の場所についても同様の理由から戸別収集への変更を希望されるのが現状です。しかしながら、ステーション制の導入については、戸別住宅の開発などを機会を通じて住民にご協力をお願いしております。</p>	<p>排出場所の問題や近隣関係から戸別収集を希望されるケースもあり、また、現在ステーション制の場所についても同様の理由から戸別収集への変更を希望されるのが現状です。しかしながら、ステーション制の導入については、戸別住宅の開発などの機会を通じて住民にご協力をお願いしております。</p>
15	環境事業課	(4)ごみ収集事業のあり方	<p>八尾市では事業所ごみについては平成18年に収集運搬許可制度が始まり事業所が許可業者に直接収集を委託している。一方、家庭用ごみの収集については、すべて直営で実施している。</p> <p>家庭用ごみの収集については、戸別収集を基本とした市民サービス向上や災害時に発生する災害廃棄物の収集等の危機管理の観点から、八尾市としては直営で実施する方針を打ち出している。この考え方については、家庭用ごみの収集が市民生活に密着した基礎的公共サービスであり公共性・公益性が高いことを考えると、合理性があると思われる。そのため、家庭用ごみの収集事業については、直ちに民間委託すべきことにはならない。</p> <p>しかしながら、ごみ収集のように民間事業者が存在する公共サービス部門については、民間事業者の経営手法や業務コストとの比較で、市民の目線から事業の効率性や合理性が厳しく問われることになるため、民間委託した場合との業務コスト等の比較検討を定期的実施し、直営にあっても効率的効果的な民間の経営手法の導入を積極的に図っていくべきであると考えられる。</p> <p>また、民間事業者との競争意識を高める観点から、業務の一部を民間委託することは検討の余地があると思われる。</p>	<p>家庭系ごみの収集という市民生活に密着した公共サービスを直営にて提供するという方針のもと、より効率的・効果的な業務運営の観点から、民間委託を実施している他の自治体の状況について現在調査・研究を行っております。</p>	<p>家庭系ごみの収集という市民生活に密着した公共サービスを直営にて提供するという方針のもと、より効率的・効果的な業務運営の観点から、民間委託を実施している他の自治体の状況について現在調査・研究を行っております。</p>

【平成20年度】国民健康保険事業及び介護保険事業について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

国民健康保険事業

4. 滞納管理

番号	所管課	項目	監査の結果の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康保険課	短期被保険者証保有者が長期被保険者証保有者となるタイミングについて	<p>市が長期被保険者証保有者を短期被保険者証保有者に変更させるのは、保険料納付済額の調定額に占める割合が基準を下回っている、または基準を超えているが納付状況が芳ばしくない場合である。</p> <p>この短期被保険者証保有者とされた者が、再び長期被保険者証に切り替えられる時期は、現行の場合、納付済額の調定額に占める割合が基準を超えた時点である。しかしながら、この場合仮に毎年調定額に占める割合が基準を超える分だけを納付しているだけのような場合でも、長期被保険者証を受け取ることができるという、いわば無償の便益享受者(フリーライダー)の問題が生じている。毎年調定額に占める割合が基準を超える分を払うだけで、保険料を全額納付している者と同様の国民健康保険による便益を享受できることは明らかに不合理であり、早急に回収強化策を講じる必要があると考える。</p>	<p>前年度保険料の調定額に占める割合が短期証交付基準をクリアするようにだけ毎年度納付しているような場合でも長期被保険者証を受け取ることができる、いわば無償の便益享受者(フリーライダー)の問題が生じていることについては、前年度分の保険料のみを判定対象としている現在の短期証交付基準の見直しを行うとともに、滞納処分を積極的に実施することにより公平性の確保に努めたいと考えています。</p>

介護保険事業

6. 総務費

番号	所管課	項目	監査の結果の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	介護保険課	システム保守業務委託契約について	<p>「SE 運用保守」8,820 千円、「介護保険システム保守」11,207 千円、「認定審査会システムソフトウェア保守」756 千円の見積書は、システム保守料のハードウェアやソフトウェアごとに内訳が明細として添付されているだけであり、この見積書では契約締結の可否を判断できない。必要工数と必要な SE のレベル、すなわち労務単価を見積書上明確に作成してもらうよう指示すべきと考える。</p>	<p>システム関連保守業務については、恒常的な業務に関する費用とトラブル対応の保障に関する保険的な費用であるため、業務内容によっては労務単価の積算が困難なものがあるます。</p> <p>そのため、保守業務の見積り目の妥当性の確認として、業務の内訳におけるハードウェア、ソフトウェア、保守作業の明確化を図るとともに、保守業務内容(サービスレベル)の妥当性の評価で見直しを進めてまいります。</p>
3		介護保険事務処理システムに係る改正業務委託契約について	<p>「介護保険事務処理システムにかかる法改正業務委託契約」6,174 千円は、従来より導入していたシステムを法改正にあたり改正する作業について、当初システム開発を担当した業者と引き続き契約を行なうことが経済的であり、作業的にも最も効率的であることを理由として、随意契約で契約している。そのため、当初投資額とアフターコストとの総額の観点からは、一般競争入札によった場合に比べてコストが割高になる可能性がある。導入時の投資額の多寡だけで競争入札を行なうのではなく、アフターコストの見積りも提出させ、使用期間全体のコストも考慮して業者選定を行なうべき</p>	<p>システム開発業者選定にあたっては、保守費用を含めた評価の中でプロポーザル方式による選定を検討してまいります。</p> <p>その他の予定されていなかったシステム開発及び改修の費用算定については、今後、費用の評価の適切な方法を研究してまいります。</p>

			<p>である。</p> <p>また、当該システム開発会社により見積書で計画作業日数を積算しているが、実績作業日数との比較分析が現状行なわれてない。計画工数と実績工数との比較により、常に工数見積りの妥当性を検討し、翌年度以降の契約に反映していくようにする必要があるのである。</p>	
--	--	--	--	--

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

国民健康保険事業

2. 保険料の算定

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康保険課	保険料の算定根拠と実績額との比較について	<p>基礎賦課総額の推計は、歳出、歳入の各項目の見積額の積上計算となっているが、年度末において、項目別の推計と決算実績額との比較検討が行なわれていない。平成 19 年度は保険給付費が当初予想の 13,256 百万円から 13,618 百万円へと 362 百万円増加したことなど、項目ごとで推計値と実績値との間に差が生じ、全体として 5 億円程度の保険料の徴収不足になっているが、これにつき綿密な差異分析が行なわれていない。</p> <p>どの項目で、どの要因により、どれだけの差が生じたかを把握することは推計の精度向上のための必須要件であるので、推計値と実績値との差異分析ができるような管理資料を整えておくことが必要と考える。</p>	<p>基礎賦課総額の推計は、歳出、歳入の各項目の見積額の積上計算については過去の推移も検討したうえで推計しているが、国保については制度改革も頻繁に行われ基礎賦課総額に影響する項目の改正も多く、推計上その改正方法の対応も含め精度を欠く部分があることも否定できないものであります。今後はそうした中、予算時と決算時の差異についてより綿密に分析を行い、基礎賦課総額の推計をより精度を高めるように努めてまいります。</p>

3. 収納事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
2		納付の利便性の向上について	<p>現在、納付できる金融機関は市内のほぼ全ての銀行・郵便局等であるが、コンビニエンス・ストア等での支払いや電子納付等の方法により、夜間等でも納付可能にすることにより滞納状況が改善されるのではないかと考える。なお、以前は収納事務を私人に委託することはできなかったが、法改正により平成 17 年 10 月 1 日からコンビニエンス・ストアでの納付が可能となった。大阪府内では泉南市や河内長野市が導入済みであるが、市は未導入である。基本委託料、振込手数料がかかるということが未導入の理由であるが、不納欠損額が平成 19 年度においても約 460 百万円発生している現状においては、各種手数料の負担も考慮し、費用対効果を考えた上でコンビニエンス・ストア等での納付の導入を検討する余地があると考えます。また、国民健康保険料及び介護保険料を一元化・集約化すること等によっても納付の煩雑性を緩和することができる。</p> <p>納付の利便性を向上することによって、納付率の向上に努める必要がある。</p>	<p>滞納の主たる原因は、生活困窮や納付意識の欠如によるものであると認識しており、コンビニ収納や電子納付などの納付手段を拡充することで、直ちに滞納改善が図られるものではないと考えますが、多様化する現代社会において、コンビニ収納や電子納付など納付手段の拡充を求める市民ニーズが高まっていることも事実であり、市民サービスの向上という観点から納付手段の向上についても一定検討が必要であると考えております。</p> <p>本市としては、平成 22 年度分の保険料からクレジットカードによる納付も可能となるよう導入に向けて検討を進めていきます。</p> <p>また、国民健康保険料と介護保険料の一元化・集約化については、2 号被保険者に対しては、医療保険料と合わせて徴収することとなっておりますが、それ以外については、制度上困難であると考えます。</p>

5. 給付事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	健康保険課	人間ドッグ助成事業及び健康づくり助成事業について	被保険者数が約9万人いる状況において、人間ドッグ助成事業及び健康づくり助成事業の利用率はまだまだ低いといえる。医療費が急増していくなか、疾患の予防及び早期発見が非常に大切な要素になってきている。市としては特に人間ドッグ事業による早期発見実績を把握の上、事業の成果が確認できるのであれば、積極的に市民に利用を働きかけ、事業の有効活用に努めるべきである。	人間ドッグ事業の認知度については、昨今の健康志向の中、高まりつつあり、特に当市では、特定健診と同時実施したことによりその申請件数も増加し、特定健診の受診率向上にも寄与していると考えています。20年度のそうした状況を踏まえ、21年度より委託医療機関に受診枠の拡大を依頼し、これまで同様、様々な機会での広報も含め、事業の拡大に取り組んでいるところです。 (措置済み) しかしながら、委託先の医療機関での受入件数も、今回の拡大でほぼ限界に近い状況まで対応しており、このままでは大幅な利用率の拡大にはなり得ないので、委託医療機関の追加契約等も今後検討を行なってまいります。

6. 総務費

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	健康保険課	年間保守業務費用のコスト削減について	市の国民健康保険システムについて、システム納入業者が次年度以降の年間保守業務も請け負っている。システム保守については、納入業者が当該システムに一番詳しいため随意契約が多く、見積合わせは行なっているものの、コスト削減の足かせとなっている。 一般に全庁的な視点から企画・財政系部門が予算削減を試み所管課に対しシステム保守費や開発費の削減を打診しても、契約が所管課持ちである場合、削減可能性の判断が所管課任せとなり、所管課の判断が消極的になる。 このような場合、下記のような改善が可能であり、年間保守費についても改善の余地がないか検討すべきである。 ①契約事務の一元化を図る。 ②性能発注ではなく仕様発注に切り替える ③専門知識の壁を打開するために、企画・財政部門が外部専門コンサルティングを活用する。 ④見積書を作成実施者一人当たり日数単価と必要作業日数の算出根拠を記載する方式で提出させる等積算金額の分析を行なえるようにし、日数当たりの単価が、一般的な相場と比べて妥当であるかを確認する。 ⑤機械設備やソフトウェアを購入する際に、購入時に当該購入額の多寡だけで競争入札を行なうのではなく、アフターコストの見積りも提出させ、使用期間全体のコストも考慮して業者選定を行なう。	意見の内容に対し、市として以下のとおり考えます。 ①ガイドラインの作成等により、庁内での一定の基準を示すとともに、契約内容のチェックを行う体制を整備し、契約事務を一元化するのではなく、契約や予算執行手続きの一元的な管理を全庁的に実施する方法の検討を行います。 ②仕様発注は、予め発注内容の詳細を確定する必要があるため、全ての業務に適用できるものではないと考えますが、仕様発注できるものについては、随時、その切り替えを行っております。 ③外部CIO補佐官の活用や、IT推進委員会の専門部会等の活用により、全庁的にITに関する必要性、予算等の評価を行うことができる組織(機能)の整備を検討します。 ④現在、IT業界における人月積算は、コストの高止まり原因となっているというのが定説となっており、人月積算からの脱却が求められている状況です。システムの費用については、人月積算方式に変わる算出方式を検討し、システムの機能、性能、期間などから費用の妥当性を判断する仕組みを検討します。さらに、可能な限りベンダーロックインを避ける方法や、仕様を詳細に定める等により適正な価格評価ができるような方法も検討します。 ⑤当初に算出できるコストは経常的なものに限られ、大幅なシステム改修に関するものは別途対応する必要がありますが、新たなシステムの導入については、プロポーザルコンペ等において向こう5年程度のアフターコストも含めて業者選定を行う予定としております。

7. 国・府支出金及び繰入金等

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	健康保険課	普通調整交付金の減額について	平成 19 年度では、保険金収納割合は 88.18%であり 7%減額された。減額分が増加すれば、一般被保険者の保険額の納付額が増加する。収納割合が向上すると国庫補助金の増加につながり、結果的に被保険者の納付額の減少も見込める。市として、収納割合の向上により一層の努力が求められる。	債権回収(滞納整理)については、平成20年度に新設された債権管理課と連携して、債権管理区分に応じ、財産調査や差押を含めた滞納債権回収策をすでに実施中であり、平成21年度は平成20年度に実施した滞納債権回収策の課題・問題点を検証・改善し、引き続き、負担能力のある無償の便益享受者を絶対に許さないという強い態度で臨むとともに、そのようなメッセージを発しつつ、債権管理区分に応じ、メリハリの利いた効果的な回収策を実施することとしました。(措置済み)尚、収納率を基にした減額については各保険者からの異論も多いものであり市においても様々な場を通じ基準の見直しも含め要望をしているところです。

介護保険事業

3. 収納事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	介護保険課	口座振替の普及促進について	平成 19 年度において口座振替による納付者は 1,691 件、納付書による納付者は 5,757 件と、口座振替による納付者の構成比率は普通徴収の納付者全体に対し 22.7%であり、決して高いとはいえない。口座振替不能納付書の発送件数及び発送率と普通徴収全体における督促状の発送件数及び発送割合との比較から分かるように、納付書による納付者で大部分の滞納が発生しており、その原因は納付の利便性の違いによるものと考えられる。国民健康保険料の場合と同じく、口座振替の普及を促進するために更なる効果的な施策を講じていく必要がある。 また、納付の利便性の向上について、国民健康保険料の場合と同様に、コンビニエンス・ストア等での納付の導入や、国民健康保険料との納付の一元化・集約化など、費用対効果を考慮に入れた上で納付の利便性の向上を図る方策を検討する余地がある。	普通徴収の対象者については、納付書等の発送時に口座振替の勧奨文書を同封するなど口座振替の普及と促進を図っております。

4. 滞納管理

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
7	介護保険課	介護保険給付費用の増加と人員配置について	滞納者は約 3 千人あり、介護保険課では 2.3 日に一度は滞納者からの介護サービスについての相談があるのに対し、担当職員はわずか 4 人のため十分な対応が行なえていないのが現状のようである。今後高齢化社会が急速に進展し介護給付費用の増大が見込まれるなか、介護サービスを十分に受けることができない被保険者が増大する懸念があり人員配置を見直すべきではないかと考える。	人員配置については、保険料相談員として非常勤嘱託・人材派遣などを活用して対応しているところであります。

5. 給付事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	介護保険課	福祉用具購入費の償還払支給申請書について	福祉用具購入費の償還払支給申請書には、福祉用具の購入が必要な理由を記載する欄があり、市ではその欄の記載に基づいて償還払いの妥当性の審査を行なっている。しかし、申請書には申請者自身の署名・押印の欄がなく、理由欄に記載した内容の信頼性が担保されていない。実際には、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員が理由欄の記載を行なっているとのことであるが、福祉用具の購入が必要と判断した当該ケアマネジャー等の記名を求め、審査の際に疑問点等があった場合に、スムーズな対応ができるようにしておくことが望ましい。	償還払支給申請書については、ケアマネジャー等の記名は必須項目ではありません。
9		事業者への立入調査について	<p>介護保険課ではケアマネジャーの資格を有する調査員によりケアプランの妥当性チェックやサービス提供の方法までを含めた現地指導を行っており、請求の妥当性確保について実質面から意義のある活動をしていると考えられる。しかし、現状において、以下に示すように、まだ不十分な点も多い。</p> <p>①サービス提供実績の実在性のチェック ケアプランの妥当性については慎重なチェックが行なわれているが、請求の基本となるサービス提供記録票等との整合性チェックは十分に行なわれていない。意図の有無にかかわらず架空請求が起これないように、ヘルパーごとの業務実績の実在性を確認し、その集計過程を含め請求が正確に行なわれているかどうかをチェックするように調査項目を検討する必要がある。</p> <p>②事業者選定基準の明確化 現状、毎年度継続的に運用できる事業者の分析、評価の一覧表がない。給付実績に基づいた各種の分析や過誤調整実績の分析等の結果に基づいて、評価一覧表を作成し、問題のある事業者の絞り込みや、ある一定の評価区分を設け評価ランクにより立入調査の頻度を変えようといった対応も必要になると考える。現状は、事業者選定についての判断基準が明確でない。</p> <p>③過誤調整実績の把握 事業者への立入調査については、必ず調査結果に基づく過誤調整の実績金額を把握し、立入調査の効果を測定する必要がある。過誤調整金額を一つの業績評価指標として採用することにより、立入調査の効果が大きければ調査範囲の拡大が必要であるし、効果が薄れてくれば調査範囲を縮小してもよいという判断が可能になる。現状では、事業投入量の判断につながるような立入調査の実績評価指標が定められていない。</p> <p>④調査マニュアルの整備 毎年度、調査対象となる事業者と調査の重点項目とを定めているが、マニュアル化されたものはない。上記①～③の項目を踏まえ、</p>	<p>①ケアプラン提供実績の実在性のチェックについては、サービス提供記録票と請求実績との整合性の確認を実施するにあたっては、事業所の抽出を介護給付適正化システム等を活用し、効果的に実施しております。</p> <p>②事業者選定基準の明確化については、毎年度、テーマを設定し、これにより実地指導先の事業者選定を実施しています。また、給付実績の分析や介護給付適正化システム等を活用し、効果的に選定を行っております。</p> <p>③過誤調整実績の把握については、国保連の請求コードを活用し、その実施効果の把握に努めてまいります。</p> <p>なお、事業所の立ち入り調査については、国の給付費適正化計画に基づき実施しなければならず、また、立入調査を行なうという事業所への牽制効果も目的の一つとしているため、その他の評価指標の設定は困難です。</p> <p>④調査マニュアルの整備については、これから整備にあたって検討してまいります。</p>

			市独自の調査マニュアルを作成し、立入調査についての判断基準の明確性と透明性を高める必要がある。	
--	--	--	---	--